

第四十三回 参議院農林水産委員会會議録第二十四号

昭和三十三年三月二十八日(木曜日)

午前十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 櫻井 志郎君
理事 青田源太郎君
仲原 善一君
渡辺 勘吉君
北條 雋八君
森 八三二君

委員

井川 伊平君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
梶原 茂嘉君
木島 義夫君
中野 文門君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
堀本 宜美君
山崎 齊君
大森 創造君
矢山 有作君
安田 敏雄君
牛田 寛君
天田 勝正君

政府委員

農林政務次官 大谷 實雄君
農林大臣官房長 林田悠紀夫君
水産庁長官 庄野五一郎君
事務局側
常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

水産庁漁港部長 瀬尾 五一君

本日の會議に付した案件

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員会を開きます。

○大森創造君 この、いわば第三次の漁港の修築計画というものを立てられたいわけですが、一千億というのは、事業費総体が一千億ですね。

○政府委員(庄野五一郎君) 第三次の漁業計画は三十八年度からおおむね八年間の計画でございまして、その間に三百八十港を整備いたします三百八十港の事業費総体が一千億、こういうことに相なっております。

○大森創造君 そうしますという、内容を見ますと、その三百八十港の一千億の事業費のほかに、局部改良と改修というものがあつて、百五十億と二百五十億を予定しておるというところですが、これも八年間でござい

○政府委員(庄野五一郎君) 整備計画に基づきます改修計画が向こう八年間に一千億、事業費といたしまして、それから予算措置で行ないます改修計画、これはおおむね八年間というところで、対象は約五百港でございまして、そのうち、事の軽重、緩急度合いを見ながら、八年間に四百五十港程度は改修計画を達成する、そういうことで、その事業費が二百五十億。それから局部改良はその下の段階におきまして、防災とか補修とか、そういった局部的な改良工事でございますが、そういったものが、やはりおおむね八年間で百五十億、総体で漁港関係の整備をいたします分が千四百億、これが大体八年間の事業費でございます。

○大森創造君 そうすると千四百億がほぼ八年間の予算規模であるということとだけども、このうちで国庫補助と称するもの、国庫から出る金、これはどのくらいありますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 改修計画で、一千億の事業費におきます国庫負担分がおおむね六百七十億、こういうことに相なっております。それから改修計画でございまして、二百五十億の事業費に見合います、国庫負担分は、二百五十億の事業費におきます、国庫負担分が百五十六億程度に相なります。それから局部改良の百五十億に見合います分が約六十億程度に相なる、こういうことになっております。

○大森創造君 そうすると、大体今のやつを通算すると八百八十六億ということになる。それで、私がお伺いしたいのは、これは所期のとおりでございましょうか。私は今度の法案については、港を整備拡充するといふことは、漁業情勢の変転に伴って急速にやらなければならぬ。第一次、第二次と、今度、そして、第三次ということになる、非常に漁業情勢が違ってくる、今後も違ってくるということは予想されまうと思ふのだ、しかし、最小限度八百八十六億という金は消化する。国で出せば地元のほうでも出すのですから当然。予算を確保する事業実施の見通しはござい

○政府委員(庄野五一郎君) 向こうおおむね八年間の事業費千四百億、これに相応しますものが、約八百億程度になるわけでございます。これにつきましては、われわれといたしまして、できるだけ努力をして、毎年の予算において、これを確保していく、こういうことに相なるわけでございまして、それで変更前の現行の第二次整備計画は、総事業費が五百五十億でございまして、三十七年度までの達成率が、国費の部分で、大体七一%達成いたしております。これは毎年努力いたして参った次第でございますけれども、そういう成績になっていることは遺憾に存するのでございまして、そういう例にかんがみましても、今後八年間、毎年の予算計上におきまして最大の努

力をいたして、千四百億の事業は達成せられるようわれわれとしては努力したいと、こういうふうな考へてゐるわけでありま。

○大森創造君 三十年から三十七年の計画が予算規模が五百五十億で、国費の消化が七一%ということですが、それに伴う事業の進捗率というのは同じく七一%ですか。

○政府委員(庄野五一郎君) そのとおりでございます。

○大森創造君 そうしますと、五百五十億全部消化するということ、一〇〇%ということになる、そういう意味ですか。

○政府委員(庄野五一郎君) お説のとおりでございます。

○大森創造君 そうすると、過去の実績が、これは三十年から三十七年度の八年間で七一%しか国庫補助を消化しないし、事業もそれに伴う七一%しかやらないということにかんがみて、今後の計画あぶないでしような。大蔵省とどういうことになりますか。

○政府委員(庄野五一郎君) この八年間の事業規模をきめます。については、昨年の予算期からことしにかけまして大蔵とずいぶん慎重に審査をいたしまして、これにつきましてはわれわれとして達成の見込みがあるというところ、修築計画千億、改修計画二百五十億、局部改良百五十億、こういうことにしたわけでございまして、その第二次整備計画におきます修築計画の全体の年間の伸び率が約一四%程度に

なっております。今回の第三次の整備計画に基づきます修築計画及び改修計画等をきめまして、これを年間に伸ばしていくということになりますと、一七％程度の伸び率になるわけです。それでこれは第二次整備計画におきましても局部改良を入れると一六％程度伸びておるわけでございます。われわれといたしまして一七％程度ということでわれわれはもう少し伸ばしたい。こういうことで予算の事業規模を確定いたします場合に大蔵と折衝したわけでございますが、やはり達成の見込みの十分なところということで、一七％程度の伸び率でこれをこなしていく。こういうことに相なるわけでございます。われわれといたしましては予算全体の規模の伸び率等から考えまして、当然これは消化可能、こういうふうに考えております。

○渡辺勲吉君　今の問題に關連して伺いますが、マクロ的に見て現状の漁港整備という実態からいたしまして、あるべき姿というものが当然想定される。そういう望ましい将来の姿というもののに對するこの第三次の漁港整備計画というものは、そういう望ましい将来のあたるべき漁港の姿というものに對して八八年を目途とする計画は、どこら辺までを目途として總体の予算の中で三十八年度をスタートされるのですか。その点を總括的にまず關連してお伺いたします。

○政府委員(庄野五一郎君) 第三次の整備計画を計画いたしましたして、その計画方針は全国の指定漁港がただいまのところは二千七百五十一港ございます。そのうち第二次整備計画では六百四港を予定して整備計画を立てて参つ

たわけでございますが、先ほど申しましたようにその達成率は七十一パーセント、そういうことになっております。そういう三十七年におきます第二次整備計画の達成状況を基礎にいたしまして、今後八年間に水産業がどういうふうに発展するか、こういったことを勘案いたしまして計画を立てたわけでございます。それでこの漁港はわが国の水産業の根幹をなすものでございまして、そういうわが国の水産業の根幹をなす度合いというものをよく考えたわけでございますが、そういう根幹の度合い、あるいは現状におきます漁港の施設の不足の度合いがどういうふうになっているか、そういうものをもう少し緩和しなくちゃならぬ、不足度合いがどういうふうになっているか、あるいは今後八年間に一千億、修築事業ならば一千億投資いたした場合に、その経済効果がどういうふうになるか、その点最も経済効果の多い漁港をとる。それから大体修築計画につけるものにつきましては、わが国の水産業の根幹的なものということで非常に大規模なもの、こういうことで、一港当たりの事業費が少なくとも八千万円以上になるもの、こういった点、それからやはり地方財政の負担等も考えて、マクロ的に漁港整備計画を立てたわけでございます。それで漁港の修築の度合いということにつきましては、御承知のように水産業が沿岸から沖合い、沖合いから遠洋の国際漁業、こういうふうな数年間非常に大きく伸びているわけでございますが、そういう点を反映いたしまして、漁船の勢力も非常に大型化してきている。漁船トン数が非常に大きくなるし、また従来の改造される漁船

も大きなものが建造される。百トン以上が非常に大きく伸びてきている。そういういった漁船勢力の将来の動向、そういうものを考えながら、そうして遠洋なり沖合いなりからの水揚げの集中する漁港、そういうものを考えて第三次計画を立てたわけでございます。そういう意味におきまして非常に重点的にやるということで、第二次整備計画が六百四港を予定しておったわけでございますが、第三次計画におきましてはもっと重点的に、そうして緊要な漁港から整備していくということで三百八十港、こういうことにしぼって参ったわけでございまして、そういう点から緊要度の多少落ちてくるといったようなものにつきましては、改修計画でこれを整備していく、こういうふうな考え方で、整備計画による修築計画、それから改修計画というものを立てたわけでございます。

○渡辺勘吉君 私の質問に対して、まだ的確な御答弁が得られないのですが、私の伺うのは、マクロ的に見て将来あるべき漁港の姿というものを想定した場合、今度の第三次の漁港整備計画なるものが一体この年次を終了した場合には、そのあるべき姿に対する充て足は、どの程度を目途として第三次計画を立てられておるのかということをお伺っておるわけですから、その質問に御答えを願いたいわけです。

○政府委員(庄野五一郎君) 必要とする漁港の整備というものにつきまして、現在二千七百五十一港につきまして、第二次整備計画の最終年次において、大体三〇％程度が整備されたと思われるのは推計いたしております。それでこれを一千四百億の事業費を向こう

八年間に投下して、四十五年当時におきます必要とする漁港施設というものを想定した場合に、約五〇〇程度が達成される、こういうふうに考えております。

○大森創造君 その三〇%、五〇%を、達成されるということとは、どういうことなんでしょうか。指定港灣が二千七百五十一あって、そのうちの三〇%と五〇%に相当する港が完全に完成をするという意味なんですか。

○政府委員(庄野五郎君) これは漁港施設にも、基本施設として外郭施設とか、泊地施設とか、係留施設とか、そういった基本施設もあり、それから機能施設として陸上の施設があるわけですが、そういうものが機能の点から考えて大体五〇〇程度が漁港としての機能を達成の上において充足される、こういうふうに申し上げたわけでございまして、岸壁とか、そ

ういいうものは予定されたものは、やはり八年間に整備するわけでございますが、なおやはり漁港の整備傾向というものは、四十五年において相当上がつつてくるだろうと思ひまして、そういうものはさらにこれを繼ぎ足して伸ばしていくとか、あるいは水路につきましても、漁船のその喫水が深くなれば汚濁するというような点はなお残るかと思ひます。機能的な点から見て大体五〇〇程度が達成される、こういうふうに考えたわけでございます。

○大森創造君 そうすると、その御堂
弁の限りにおいでわかりましたが、
そういう基幹的な施設は大体できる。
しかし機能的な問題、機能的な施設な
どにつきまして、だんだん国の手を伸
ばさなければならぬということになる

と思う。公共的な施設であるが、しかしまだ補助の手が及ばない面もあると思うのでありますが、施設の問題について、さらにそのワクをふやしていくという方向を必然的にとるということになりましたが、さしあたりその機能施設なるものを、港がだんだん充足されてくるというところ、ここはこうやりたい、しかし地元だけにまかしておいたのではできないだろうということ、総ワクが八百八十六億ということ、でございますが、それより以上に予算も大きく、ワクを大きく取っていく努力を、年々する必要があると思うので、これでいいということはないのですから。さしあたり今お話しした施設のうちで、こういうものはこへ基幹的な施設については補助をしているけれども、機能的な施設についても、こういうものはやるべきであるという、そういう目算でもありますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 私の説明が多少不備で誤解を招いたかと思いますが、ただいま五〇％程度達成される、こう言つたのは、港灣としてその効用を発揮する度合いが五〇％、それを機能的とこう申したわけでございまして、港灣施設の中におきます基本施設、機能施設がどうかと、こういう意味ではなしに、港灣としての機能が發揮されるのが大体必要とする四十五年におきます港灣施設のうちの五〇％程度の港灣の効用が發揮されるように、基本施設並びに機能施設を千四百億をもつて整備をしていく、こういう説明に相なると思ひます。それでただいまのところは、御指摘のように基本施設については、法律で補助率を明確にして、大体根幹となる港灣の工事で

ございますので、これを先行的にやります。それができましてから機能施設というものを、陸上施設が中心になるわけでございますが、港湾の効用發揮の上に基本施設をやつて、さらに港湾の効用發揮の上に必要な機能施設という陸上施設を整備するわけでございませう。その補助率は政令によるわけでございませうが、これは両々相待つて初めて港湾の効用が發揮されるわけでございまして、これは八年間に基本施設に相応する機能施設は整備していく、こういうことに相なります。それで先ほど申しましたように、大体あるべき姿の五〇％というのは、港湾の効用發揮という面において五〇％程度の充足度が達成される、こういうふうに申し上げます。

○大森創造君 それでわかりました、そうすると第四次計画、第五次計画というふうなものも当然考えられるわけでありまして、そうするとその年々漁業情勢が違つてくるということも考へてみた場合には、漁港法というものを全面的にこの際再検討をするということも考へていいたると思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(庄野五一郎君) 先ほど申しましたように、日本の水産業は非常に躍進的な水揚高を示しております。三十六年度においては六百七十万トン、三十七年度は七百万トンをこす程度、まだ十分な統計が出ておりませんが、七百万トンをこす。それから四十五年におきましては需給の面から見て八百五十万トン程度の需要を想定されるわけでございますが、それに相当する水揚げをなさなくやならないと、こういうことに相なるかと存じます。

ます。それから先ほど申しますように、漁船の船型の推移というものは非常に大型化し、また総トン数もふえてきています。こういう面の一応の動向をマクロ的に考へて、八年計画を立てたわけでございませうが、そういう計画につきまして、なお水産事情の変更にいうようなことにつきまして、こういう場合については改修計画と予算の弾力的運用によつて、そういう点を漸次補助していく、いういふ考えで整備計画による修築事業と並んで、三十八年度から改修事業というものを新しく予算化したわけでございませうが、これについては大体われわれとしても過去の推移を見ながら将来の八年間の推定をいたしたわけでございまして、今いった修築の事業と改修事業あるいはそれに補修的な局部事業というものを合わせ行ないながら、大体水産業の推移に即応し得るというふうな考へておるわけでございませう。なお、御指摘のように漁港法の問題でございますが、これにつきましては衆議院においてもいろいろ御指摘もあつたわけでございまして、全面的にこの点についてはいろいろ制度的な問題もあり、運用的な面から見て検討を要するとわれわれは考へておるわけであります。

○大森創造君 次に移りますが、今度の法律によると、重点的に八つの港を指定して、特別第三種港ですが、そういうものを指定してこれに重点を置くというふうなことです。補助率を一割上げる、補助率を一割上げるといふと、地元負担がそれだけ軽減されることになるのだが、私の考へでは地元の漁協とか市町村を通じて漁民の負担が軽減されることが望ましいと思ひます。

漁民は貧乏ですから。そこでその一割アップというところでございませうが、その前にお聞きしたいのは、第一種、第二種、第三種、第四種というふうになつていふと、地元負担の状況もまちまちでございませうから、私は申し上げませんが、ひとつモデルとして、サンプルとして、八戸等、二つ三つどういふ負担の割合になつてゐるのか、これをお示しいただきたい。地元負担はどういうことで、県、市町村、組合員がどういふ負担率になつてゐるのか、それを御説明いただきたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 特定第三種というものは全国で八港ございませう。これは第二次現行の整備計画におきましても八港ございまして、八港をそのまゝ、第三次の今回御承認を受けております整備計画として、八港を特定第三種の漁港として整備していく、こういうことに相なるわけでございませう。それで八港のうち福岡の博多漁港が例外でございますが、これは国の負担分と福岡市の負担で事業を遂行いたしております。その他の七港につきましては、国の負担と県の負担とそれから市町村の負担、こういうこととで、大体県と市町村が半々というところで事業が実施されております。特定第三種漁港は、それは国際的な漁港であり、あるいは水揚高の水揚基地になり、あるいは水揚高のなほ、あるいはその利用度が全国的なものでございまして、一県だけでこれを負担するといふことについては、いろいろ従来問題があつたわけでございまして、そういう利用の面から、やはり非常に広い範囲に公共的に利用されてゐる、そういう面から地元負担を軽減していくと

いうことで一割アップをしたわけでございませう。なおその他の漁港等につきましては、据え置いたわけでございませうが、今後補助率の問題等は十分検討して参りたい、こういうふうに考へます。

○大森創造君 この特定第三種港というのは八つ、これを特定というところで指定したのはいつなんですか。

○説明員(瀬尾五一君) 昭和三十五年でございます。

○大森創造君 そうすると、お伺いしますが、三十五年から今までは今度の新しい法律で一割アップということにしたのだが、それまでは名前だけだったのですか。何も一般の第三種港と変わらなく、名前だけ特定ということにしていたわけですか。

○説明員(瀬尾五一君) 特定の第三種港の制度が昭和三十五年にできたわけでございませうが、その第三種漁港との差異は、補助率は同じでございますが、差別はなされてゐるところは、特定第三種漁港の修築事業を実施します場合に、国が、農林大臣が漁港修築計画を立てまして、それに基づいて施工者が施行の許可を得て事業を実施する、こういうことになつております。それから第三種漁港の修築事業は、修築計画を施工者が立てて、そして施工の許可を得て、この事業を実施する。したがって、いましての一割アップする前の第三種漁港と特定第三種漁港との差異と申しますのは、修築計画を施行者が立てる場合、それから特定第三種が農林大臣が立てる、これだけの差異があつたわけでございませう。

○大森創造君 そうすると、一割アップということなんだが、一割に相当する予算額は何ぼなんですか。

○説明員(瀬尾五一君) 約一千億の漁港整備計画の中におきまして、特定第三種漁港の占める事業費は約百三十七億に相なります。したがって、いまして一割違いますと十三億七千万円差が生ずる、こういうことに相なるわけでございませう。

○大森創造君 それで、まあ特定第三種港というものが今までは五割補助だったのだから、あとの五割は県と地元が二割五分ずつということになるが、今度一割アップということになると、これは地元負担が一割減ると、これはまあ各公共団体の自主性にまかせなければならぬと思ひのだけれども、それは一割国庫補助を上げたんだから、その地元の負担を軽くするようにしたらどうですか。これは非常に公共的な性格が強い、一つの県でなくして全国的な規模であるし、遠洋漁業、大規模漁業をやつてゐるところなんだから、公共性の度合いは強いから、地元負担をそのまま一割下げる、県でなくして地元のほうを下げる、こういう行政的な指導などはできないものでございませう。

○政府委員(庄野五一郎君) 国の負担あるいは補助の残の地元の負担の問題でございます。これは先ほど申しましたように、地元の地方公共団体、県と市町村等が分担する、こういうことに相なつております。これはやはりその地方財政の状況により、またその県におきましては漁港が非常に多いとか少ないとか、そういう漁港の集中の度合い等によりまして、県の負担も非常に変わつてくるかと思ひます。この点

はわれわれといたしましてでもできるだけ従来からやっておりますが、県において負担するよう、こういうふうな指導はいたしております。今後ともそういう指導をやりたいと思ひます。

○大森創造君 私は全般的な資料の持ち合わせがないからわかりませんが、県によつては公選知事だからあまり金を出したくない、それで地元のほうの負担をかぶせるといふ傾向があると思ひます。だから私は八港について博多を除いては二割五分、二割五分ということでは従来きつちりいつてゐるのですね、これは。

○説明員(瀬尾五一君) はい、そうです。

○大森創造君 それでは、今度一割アップしたことによつての恩恵を地元と与えるように行政的指導をしてほしい。行政的指導をすることは何も差しかえないでしょう。これはいかがでしょうか。

○政府委員(庄野五一郎君) 行政的にそういう指導は差しつかえないと思ひます。ただこれを義務的に採択要件とかそういうふうにする場合に問題が出てこようかと思ひますが、できるだけそういう国の規模として、県のほうが財政力は市町村に比べて大きいわけがございますから、財政力負担の能力に応じまして、市町村等も軽減するように指導しなければならぬと考えております。

○大森創造君 一番大きい港を八つつかまえて、そしてひとつ重点的にやろうということなんです、これも私は時世に合った施策だろうと思ひますけれども、その意味からいっても、どだい漁港というものが公共性あるものです

し、一番大きい港、ビッグ・エイトはこれは大体国の責任でやるべきだと思ひます。ほんとうは、少なくとも六割なんていうことをいわないで、従来からの漁業者のほうで要望していただければいいのだけれども、そういう予算要求をされたのですか、大蔵省に。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁港の整備あるいは国の補助率、あるいは負担率の問題につきましては、かねてから国の補助率、負担率のアップは、われわれも大蔵省と折衝して参つております。非常に補助率アップというのは、

一般の公共事業とも関連いたしてございまして、非常にむずかしい問題でございまして、特定第三種につきましても、先ほど申しましたような理由で一割アップというのが三十八年度から認められるということに相なつたわけでございますが、当初農林省といたしましては、特定第三種につきましても七割五分といった要求も、大蔵と折衝したことはございまして、これは六割と

いうことに相なつたわけでございます。今後の問題といたしまして、やはり地方の沿岸の中核的な漁港と相なる第一種あるいは第二種漁港、こういったものにつきましても、非常にこれは、大体漁港の監督が市町村、こういったようなことに相なるわけでございます。施行者も大体市町村が主体になる、こういった点も考えまして、財政負担能力が非常に弱い市町村が多いわけでございますので、一種、二種等につきましても、今後の問題としては補助率アップを十分検討して参る、こういったふうなことを考えております。

○大森創造君 今の長官の説明でわか

りましたけれども、そうしますと、今度は六割ということでは落ちついたというところであるが、これは非常に公共的な性格からいって、七割五分なりあるいはやがては全額というふうな方向を目標とせなければならぬと思ひます。同時に八つだけ上げたいとはいかないので、今のお話のように、一種、二種を上げてもらはなければならぬ。これは来年度あたりやってくれないですか。上のほうばかりやらず、下のほうも一と二を上げてもらいたい。これは相当努力してもらわなければ、わが茨城県などは一と二のほうばかり多い、

一種、二種は地元の零細漁民が多いのだから、漁獲高が伸びて遠洋漁業が盛んになつて、漁船は大型化したといつても、それは大きいところは、そうでしょうけれども、一種、二種といふのは、必然的に、もうどうにも条件上いたしかたなくて一種二種になつて、そして零細漁民が漁業を営んでおるといふことです。これは補助率といふものを一種、二種のほうをやつてやらなければならぬ、あるいは起債もめんどろを見てやらなければ片手落ちになると思ひます。ビッグ・エイトをやることはいけれども、片一方のかさ上げについてはそれ以上努力してもらわなければ、事実上この八つのところは伸びていくでしょう、選択的拡大で、い

いところはほとんど伸びるでしょうが、零細な漁民は、半農半漁でやつていてところは伸びられないでしょう。これは切り捨てでなくとも、とにかく伸びたいところは、伸びたくても伸びられない条件があるのだから、どうも八つだけ五割を六割にするといふことの範囲を今度は反動的に農業基本法のごと

く、一種と二種なりといふものは目の当たらない場所に置かれておつて、この今の政治の姿勢といふものは、どうもそういうところが弱いような気がする。で、私は一種とか二種とかいふところへしよつちゅう行つておりますという、その御主人は朝から晩まで海に出て仕事をしている、塩焼けて、そうして目もかすんでくると、顔も黒くなつて、そして世間のことも何も知らないで、あそこは税務署の仕事は、何でもおかみさんがやつてゐる。ここは政治力なんかない、一種二種はほんとうに屈かないのですから、一種、二種といふものについてひとつ格別のめんどろをみていただいて考えていただきたいと思ひます。今後の方向として政治としてこれはやらなければだめです、漏れてしまふ。それについていかがですか。政治はそういうところに力を入ると入れるものです。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁港の国の補助率あるいは負担率は、基本施設は漁港法の二十条に制定されているわけでございます。それでかねてから、これは第一次整備計画のときにも、第二次整備計画のときにも、負担率の問題等についても問題があり、いろいろ折衝して、なかなか一般のほうは、あるいは公共事業との関連におきまして実現しなかつたわけでございます。幸いにして三十八年度から特定第三種に相なるといふことに、こういったことが認められたわけでございます。われわれといたしましては、今後御指摘のような第一種、第二種といったようなものが地元の水産の発展、そして漁村における経済力の発展の中核になりますように、漁港の整備ということに

ついでに促進をはかる意味において、御指摘のような点は努力して参りたい、かように思ひます。

○渡辺勲吉君 ただいまの問題に関連してお伺ひいたしますが、沿岸漁業の構造改善事業として漁場の改良造成が五割補助で、融資が三分五厘でスタートすること、農林漁業金融公庫法の一部改正が昨日の委員会を通過して取り上げになつておるわけですが、そういう点から見ましても、今、大森委員が指摘したように、第一種、第二種の区別すらわれわれから見ればかなり錯綜して、もつとこの種類別類型を整理する必要がありますと思ひますが、その点はしばらくおいて、第一種、第二種のような零細な沿岸漁業の漁港の修築といふものに対して、これを百分の四十で従来のとおり据え置いておく。しかも沿岸漁業の構造改善に対しては、繰り返しますけれども、漁場の改良造成に対しては五割補助が現に前提として出されておる。となれば、この構造改善事業とタイプアップして、特定の第三種を百分の五十を百分の六十に予算基準を引き上げると同時に、これは今後善処をするのではなくして、三十八年度からやはり第一種、第二種についても百分の四十を少なくとも百分の五十構造改善事業の補助率と同等にこれを並行的に取り上げる措置が必要だと思ひますが、なぜ、それが今後の措置に待たなければならぬか、この点をお答え願ひたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 沿岸の構造改善対策事業は、三十七年から実施いたしております。それにつきましても、今御指摘のような漁場改良、これはつきいそとか波型とかござい

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

し、また三十八年度から公共事業化いたしました大型漁礁といったものも実施することになっております。それからあわせて養殖施設とか、そういう漁業の近代化の施設等も整備し、それに要します事業費の補助並びに単独融資事業というものをここで国から助成する、援助する、こういうことになっておりまして、今御指摘のように単独融資につきましては、低利の三分五厘の融資の道が三十八年度から開かれます、こういうことに相なっております。

そこで、漁港の整備の関係でございますが、これは御指摘のように第一種、第二種といったものは、第一種におきましては四割を国が補助するということで、漁場改良等と一割の差があるわけでございまして、御指摘のように一割の差というものについてなぜ上げないかと、こういうことに相なっております。で、われわれといたしまして、この漁港の整備ということにつきましては、構造改善の中核をなすものでございまして、できるだけこれは上げて参りたい、こういうふうに思っております。昨年の予算査定中におきまして、もういった折衝は一応やったわけでございますけれども、何分、従来からのいきさつもございまして、特定第三種をまず優先的にやろうと、こういうようなことで特定第三種のはうから補助率アップを実施したわけでございます。われわれといたしましては、今後第一種、第二種といったような沿岸振興の中核をなす漁港についても努力して参りたい、こういうふうに考えます。

でも申し上げますか、そういう点をこの際この質疑に関連してお伺いをいたしたいのでありますが、実態は沿岸の零細漁業が極度の貧困に打ちひしがれておる、その従事者はまた人間以下の生活環境に置かれておるといふ実態は、長官御承知のとおりであります。したがって、従来立てられましたこの整備計画が、さらにそういう格差が拡大しつつある実態に即応して、第三次計画は、前向きに政策的にこれらの問題を克服するという方向で基本方針が立てられて第三次計画がスタートをされたのであるか。あるいは従来の計画のさらに上積みとして出てきているのか。それらの選択の基準というものが従来の延長として考えられるのか。私はどうしても沿岸漁業のこれらの零細な漁業従事者の立場を考えると、ここであり角度を変えて抜本的な施策の中で、漁港の整備というものは国の大きな補助のもとにスタートを切るべきものだと期待しておったのであります。が、そういう点についての基本的なお考えを総合的な問題としてお聞かせを願いたいと思っております。

○政府委員(庄野五一郎君) 第三次の漁港の整備計画を立てますにつきましては、将来におきます先ほど申しましたように水産業の発展というものの動向をマクロ的によく考え勘案して、そうして立てたわけでございます。特に一種、二種といったような、地元あるいは県内一般あるいは多少の府県にわたるといったような漁港の整備については、今御指摘のように沿岸構造改善対策を立てているわけでございますから、そういう構造改善計画等とよく見合ひまして、そういう構造改善をやります上におきます中核的な漁港というものを、十分検討打ち合わせてそういったところから重点的に整備していきたい。そしてこの漁港の中核にいたしまして、沿岸漁業の構造改善を進めて沿岸の振興をはかっていきたい。こういう考えで第三次の整備計画を樹立した次第でございます。

○大森創造君 それでは別な問題についてお尋ねいたしますが、地方起債の問題で、自治省が昭和三十三年以降に漁港関係事業の起債を一般単独事業として取り扱うこととした。それまではこの港湾と同じような扱いをしていただろうとしますが、これはどうしてこういうことに自治省がやったのでございませうか。これについて非常に地方公共団体は不便を感じております。それから、これについては水産庁のほうにお考えがございませうか。

○政府委員(庄野五一郎君) 昭和三十三年までは漁港につきましても一般補助起債、こういうことに相なっておったわけでございまして、その当時、地方の地方交付税でございまして、そういう交付税の改訂がございまして、そういう面におきます地方交付税の増額があったわけでございまして、そういう機会にわれわれとしては非常に不賛意でございまして、一般の補助の起債から一般単独の事業起債に移ったわけでございまして、その後やはり御指摘のように、いろいろ地元の起債の面におきまして一般補助事業というように起債の事業にしたほうが非常に要望があるわけでございまして、われわれといたしまして、地元の財政負担力等から見て、やはり一般補助債にしたほうがいいと思ひまして、ここ二、三年

来自治省と交渉いたしているわけでございしますが、まだその実現は見ておりません。われわれといたしましては、現段階においては、単独債につきましてその要望のできるだけの充足をはかるといふ意味におきまして、地方と連絡をとって自治省に単独債の中において起算が可能になるように密接なる連絡をとってやっておるわけでございします。今後の問題といたしまして、やはり一般港湾と同じように一般補助債にしたい、こういうふうな考え方で折衝したいと思っております。

○大森創造君 この問題は、午後からどなたかお取り上げ願いたいと思ひます。それから今後の問題になると思ひますが、この漁港関係について私は非常に地元の負担というものを軽減しなければいかぬという考えを持っております。これはあの漁港関係の起債についていへば、昭和三十三年度から明らかに後退したことになると思ひます。この手続の問題もあるし、それから計画性もないということなので、これは自治省はどういう御事情か知らぬけれども、この漁港の修築関係の地方負担の軽減という意味からいうても、これは起債の点はしっかりと確保してやらなければいかぬと思ひます。これはひとつ国会のほうでも、そのことを自治省のほうへ要求いたしますが、同時に水産庁のほうでも、ひとつ漁業者の立場に立って、地方公共団体の負担額の大部分が起債であるといふこととございまして、これをひとつ御努力願いたいと思ひます。

○政府委員(庄野五一郎君) 基本施設といたしまして、漁船が大型化してくる場合、あるいは河口等の漁港で土砂が流入いたしてくる、こういった場合

におきます土砂の排除ということで、基本施設の中でそういう浚渫等は行なっておるわけでございますが、これは内地におきましては、工事主体が施行者は市町村あるいは県、こういうことになっております。その県あるいは市町村において事業を実施する場合に下請に出す、こういった業者に下請に出す、こういったように承知いたしております。なお、北海道につきましては三種、四種は国の直轄事業でございますので、国みずから実施いたしております。

○大森創造君 これは県によつては違ふと思ひますけれども、浚渫ということ、常時、港の維持のために必要なことだろふと思ひますので、今のお話しのような市町村や県が事業主体であるから、そして業者に下請をさせるという形よりも、私は県によつては浚渫船を県独自で持つというような形が必要だと思ひます。それについてはいかにお考えですか。

○説明員(瀬尾五一君) この漁港の泊地とかあるいは航路等の浚渫は、その漁港の管理者であります都道府県が管理者であります都道府県、市町村が管理者であります、市町村がその浚渫を行ないまして、それに対して必要な補助金を、出るものは国のほうで補助金を出して工事を実施しておるわけでございますが、今先生の言われました浚渫船の事柄につきましましては、従来昭和二十三、四年ごろまでは作業船整備補助というものがございまして、作業船のそういう浚渫船というようなものを作るために補助が出ておった時代がございまして、その後各公共団体等におきまして、公共団体が

そういう作業船を持っておりますと、やはり船員、乗組員等の人件費等もかかりますし、年間で浚渫するその県内の適正土量と申しますか、そういうような関係もございまして、あるところでは浚渫船を持つたけれども持てあますというところも二、三ございまして、そういう浚渫船につきましましては、これは水産庁の漁港関係だけではございせんが、運輸省の港湾の関係も同様でございますが、作業船というものに對しましては、補助を出して整備をするというところは、その後やめておるわけでございます。しかしながら各県におきまして適正な浚渫土量も年間あるというところ、そういう浚渫船を保持してやつていけるというところでは、単独でそういう浚渫船を作りまして、そして経済的に浚渫工事を安くあがるといふことになりまして、それでまあベイスされると申しますか、成り立つていくので、そういう方向で浚渫船を作つておるところもありません。茨城県はたしか一昨年だったと思ひますが、小型の浚渫船をそういう意味で作りました、これは漁港の工事ばかりではございせんが、他の浚渫工事にも合わせて使うということに進んでおるところもございまして。

○大森創造君 お話はわかりました、市町村はもちろん私は管理者であつて市町村が浚渫船を備えるということについては、不経済な面も出てくると思ひますが、昭和二十三年まで補助しておつたことですから、全国的に見て県の段階で持てるようにして、そしてそれに対しては補助なりあるいは起債のワケを取つてやるといふふうなことは、これはきめのこまかい行政

じゃないかと思ひます、そのほうが。お伺いしますが、浚渫船というものを保持している県は、幾らくいるのですか。

○説明員(瀬尾五一君) 大体漁港を持つておる県は、滋賀県も入れまして全国で三十九都道府県でございます。そのうち浚渫船を持つておりますのは、私今ここで正確な数字はございせんけれども、大体におきまして漁港の多い水産県におきましては、大体浚渫船を持つております。北海道も持つておりますし、それから青森、岩手、宮城、茨城も先ほど申しましたように持つております。それから静岡その他大体のところは隻数は多かれ少なかれ、多く漁港を持つておるところは持つております。

○大森創造君 その昭和二十三年以降の浚渫船が必要な県は整えていくけれども、それに対して国のほうで、水産庁のほうではどういふ面で見えますか。

○説明員(瀬尾五一君) 浚渫船の整備につきましましては補助は出しておりませんが、ちよいと何といひますか、昭和二十四、五年ごろまでの工事の能力、まあ民間の業界の能力等も入れまして、その当時は非常な競争中であるんだ建設機械の修理等もできない、こういうような状況もございまして、非常に民間も含めまして、工事能力が劣つておつたわけでございます。しかしながら最近におきましては、建設業者のほうにおきましても浚渫船等を整備いたしまして、たいいてい浚渫は一応間に合うという状況に相なつております。しかしながら、やはり小規模の事業であつて、請負工事にはなかなか合

わなないというところもございまして、そういうところ、県がぜひ持ちたいという希望の強いもの等につきましましては、私どものほうでも、自治省等ともいろいろ打ち合わせをいたしまして、そういう浚渫船が起債等によつてできますように努力しております。しかしながら昭和二十三、四年に比べまして、最近の各府県の浚渫船の建造に対する要求というものはさほど、先ほど申し上げましたような状況で、他の民間建設業者におきましても浚渫船を持つようになりまして、以前ほどは強くない、こういう状況でございます。しかしながら、そういう要求の強いところにおきましては、起債等の確保に努力いたしまして、何とかそういうものができるようにいたしてゐる次第でございます。

○大森創造君 もう一つお伺いします、航路標識設置ですね。このほうの所管は、水産庁じゃなくて海上保安庁ということになつてゐる。これで便宜を受けるのは、一般の船舶もさることながら、客船の漁民の漁船が多いことなんです。そこで航路標識設置というところが、私は大事なことだろふと思ひます。人命尊重の立場からいつても大事なことだと思ひます。これが海上保安庁の所管でございまして、予算が不足だといふことで、必ずしも漁業者の要望のようにはできないといふことではあります、これについては何かお考えがございしますか。

○説明員(瀬尾五一君) 御指摘のように漁港を整備いたしまして、それを漁船が安全有効に利用しますためには航行補助施設、航路標識等が必要なの

でございますが、このことにつきましては、先ほどお話ししたように、所管は海上保安庁灯台部で所管いたしておりました、私どももいたしましては、漁港がある程度整備されまして、どうしても灯台等をつけなければならぬ段階に至ります場合には、また漁港の方向等に暗礁等がございまして、そういう暗礁等を避けなければいけないというふうな場所におきましては、海上保安庁とも十分な連絡をとりまして、漁港の航路標識等につきましては、そういう設置ができるように連絡を、そのつど、たとえば予算の要求時期とか、あるいは予算が決定する時期とか、また特別な問題につきましては、特別に相談をする等のことをやりまして、十分打ち合わせをしてゐる次第でございます。

○大森創造君 問題は、海上保安庁の灯台部というところでやつてゐるのだけれども、その海上保安庁の必要による灯台を作るといふ、代表的な灯台を作るといふことには手ばかりないと思ひますが、まだ大事なところで航路標識の設置の要望は非常に強いと思ひます。これは作つてやつたほうがいいのであつて、こういう航路標識なんというものは、これはただ予算不足といふことではまずいと思ひます。だからあまり金もかからないことだから、これはひとつ、今のお話しのうちに、今後海上保安庁のほうに連絡をして、そして格別予算を出してもらふようにお願いいたしておきます。私はしつとんであります、水産庁長官は新任であるのに、どうしてどうしてなかなか御勉強でございまして、向こうの部長さんとも大まじめで御答弁されまし

たが笑声、私に限っては質問を以上で終わります。

○天田勝正君 このこまかい整備計画等につきましても、だいたい御質問がありまして、いずれもけっこうな話だと思ひます。ところが、さて漁港を修築し、あるいは改良し、それによつて作業環境は整つたといひしまでも、漁獲が上るとか、また漁業が安定する、そういうわけには参らないと思ひます。そこで私順序は少し逆でありますけれども、ごく最近起きている問題について、まず質問いたしたいと思ひます。これは一昨日の新聞に一斉に出ましたから、水産庁長官のほうでは十分御承知になつてゐることだと思ひますが、北洋におきましますオヒョウ漁につきまして、特に三角地帯というのですか、生息地帯、あつたところにおいて日本の漁船は、すでに水産庁の許可を受けて出漁してゐる、出漁といつていいかどうか、とにかく出漁をしてゐるが、今の日米加の漁業条約において、私どもは了解点に達してゐる、こういうふうには承知しておつたわけでありまが、これは米加両国の漁業者は反対してゐる。ただしアメリカのほうには、州政府においてはなかなかこれが承認したといふところへはいつておりませんけれども、しかしケネディ大統領の裁断によつて、日本の出漁も認める方向にいつてゐる。しかるところ、カナダ国においてはなかなかさういふにいつてゐない。そこでまあ、結果においてはすでに許可をしながら、出漁しておつても農林省としては、その漁を取りやめるようにといふ、たしか無電か何か打つたはずであります、質問時間はそう長くありませんので、まずこれら

の事情をひとつ詳細にお述べ願ひたい。で、これが条約関係でありますから、一体条約はいつ批准されるのか、それまでは、こういう一方的な処置をやられても、どうにもやむを得ないことなのか。ときに、また、カナダ大使館と話されるか、あるいは在外公館を通じて向こうの政府と話をされることについて、暫定的にでも漁ができるようににはならないものか、こういう諸点についてひとつお話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(庄野五一郎君) 北太平洋におきまします漁業問題でございます。北太平洋の漁業につきましては、御承知のように日本とアメリカとカナダの三国条約によりましてこの取りきめがなされてゐるわけでございます。それで大体ベリング海それからアラスカ海、アラスカは、こういうところから漁場でございますが、日・米・加の三国条約の規制される水域といふものは、西経百七十五度以東といふことに相なつております。そこにおきまします条約の根幹をなすものは、いわゆる自発的抑止の原則といふことによりまして、西経百七十五度以東におきましますケ、マスといふものは、自発的抑止の原則を満たしてゐるというところで、たゞいま日本としては自発的に漁獲を抑制してゐる、こういうことに相なつております。

それから条約の対象になつておりますオヒョウにつきましましては、昨年の十一月の日・米・加の漁業委員会におきまして、この条約の規制区域におきまします東ベリング海、西経百七十五度以東の東ベリング海におけるオヒョウにつきましては、いわゆる自

発的抑止の三条件を満たしてないといふことで、委員会から各国、日本とアメリカとカナダにそういう自発的抑止の原則を充足してないから、これは削除すべきだ、こういうアブステンションが出されたわけでございます。これを日本、アメリカ、カナダが受諾いたしまして、条約の附属書から東ベリング海におけるオヒョウの自発的抑止の原則が削除される、そういうことになりまして、初めて日本はオヒョウが取れる、こういうことに相なるわけでございます。そこで、昨年十一月シ

アトルでそういう委員会において御報告がなされたわけでございます。日本といひましては、今年二月二十四日と思ひますが、これを閣議決定して受諾を通告いたしました。

それから、アメリカは非常に漁期が真近になりまして、三月二十三日に大統領がこれに署名をして受諾をしたといふ通告に接してあります。カナダは、御承知のように今年不信案が通りまして解散して、たゞいま管理内閣として選挙中でございます。一方、カナダの太平洋沿岸におきまします漁民は、このアブステンションの原則を削除するといふことに非常に反対してゐる。そういう事情もこれあり、われわれといひまして再三カナダに早く受諾の通知、受諾をされるように、こ

ういふ要請をいたしておりますが、いまだに落ちない、こういう状態でございます。これで条約上はやはり三国全部が勧告を受諾したときに、初めて日本はオヒョウの漁獲ができる、こういうことに相なるわけでございます。ただいまのところはまだカナダがこの受諾をしていない、こういう状態でございます。

さて、アブステンションの原則は、これはまだ削除されてない、こういう状態であるといひましては、条約を忠実に守るといふ立場から、オヒョウの漁期は三月二十五日から始まるわけでございます。従来どおりとらないように、こういう注意の措置をいたした次第でございます。で、このオヒョウのアブステンションの削除するといふ勧告が昨年の十一月シアトルで決定いたしました。すぐ三国政府に委員会から通告いたしたわけでございますが、なおアブステンションの原則をはずすにつかしましては、オヒョウの資源保持といふものを考えなくちゃならぬといふことで、ことしの漁期に間に合うといふ想定のもとに、本年の二月東京におきまして日本とカナダとアメリカの委員が集まつてオヒョウの、東ベリング海におきましますオヒョウがアブステンションからはずれた場合におきまします共同保存措置につきまして審議をいたしまして、共同保存措置につきましても、各国政府に二月の終わりにしたわけでございます。それでわれわれといひましては、当然三月二十五日の漁期前には、各国政府がこれを受諾して、本年から日本も漁獲には参加できる、こういう想定であつたわけでございます。ところが、不幸にしてカナダの国内事情等もあり、いまだに落ちないといふことは、まことに遺憾に存じておるわけでございます。この点については、外交チャンネルを通じてカナダ政府にも再三要請してゐる次第でございます。

なお、今後の見通しとして、四月の七日か八日に総選挙だそうでございますが、その後には相なるのじやなからう

か、こういうふうになつては考へておる次第でございます。

○天田勝正君 これをまず、私は次に申し上げる資料を提出しないから審議をしないといふのじやありませんけれども、この漁業条約は、もともと公海上の場所でありまから、われわれのほうから言ふならば、かねがねどうも一方的な条約である、こういうことを申し上げておつたわけでありまが、それはそれとしても、一たんきめられて、これが漁業慣行ができませんと、カナダなりあるいはアラスカなりの漁民からすれば、習慣が権利を生じたやうな格好で、どうしても抑止条件といふのが今後取り扱われるといふことになれば、これは反対するのは無理ない。そこで私は、このことを目をもつて明らかにするために、ひとつ三角地帯等が明らかにする図面をひとつ提示していただきたいと思います、各委員各位に。それで、申し上げますが、その昨年の漁業条約の交渉とは別に、この出漁期にあたりまして、先月東京で中間会議だかが開かれてまして、制限つきでやつぱりわが国の出漁を認め、こういうことになつたものではございませんか。

○政府委員(庄野五一郎君) ことしの二月、東京で中間会議を開きました。目的は昨年の十一月に東ベリング海におきましますオヒョウをアブステンションから落とすといふ勧告に付随いたしまして、それがはずれて日本がオヒョウの漁獲に参加するといふ場合の三国間の共同オヒョウの保存措置をどうするか、こういう相談をいたしたわけでございます。で、二月の中間会議の当時は、まだ事務的な問題もあり、

そのアプステンションの削除の勧告は、各国受諾に至っておりませんでしたが、二月の終わりに日本がまず第一に受諾した次第でございまして、アメリカもできるだけ早くということを中心会議に、カナダについてもできるだけ早くということを中心会議においても、各国から参つておられます委員の中の政府代表の方には、強く要請したわけでございまして、その点は政府選出の委員も、帰国してそういう努力をしようと確約されておたわけでございますが、今申しましたようなカナダの国内事情等もあつてこれが落ちない、こういう段取りになつております。

○天田勝正君 まあ、問題のなさそうなどところから確認していきまされども、さつき私も述べましたし、あなたも述べられたアメリカの關係については、アラスカ漁民が反対しても、また州政府が反対をされておつても、ケネディ大統領の決定によつてこれは批准される、このことはもう心配要らない、こういうふうに確認してよろしゅうございませう。

○政府委員(庄野五一郎君) アメリカにつきましては、十一月のアプステンション削除の勧告を受諾したわけでございますから、日本とアメリカが今受諾いたしておりますが、これはもう一つの条約国のカナダが受諾して初めてアプステンション削除が発効するわけでございまして、カナダが受諾してないということで、アプステンション削除がまだ発効していない、こういうことでございます。

○天田勝正君 そこで問題は、三角地帯におけるオヒョウの捕獲であります

けれども、これは五千トンというのが制限漁獲量になつておつて、したがって生体そのまゝの量だつたら七千五百トン、あれは五千トンというのは頭を切つてしまつたあとの計算をするから、七千五百トンでこれは頭打ちになつた、こういうことでしょうか。それで、その五千トンを取るために、これはオリンピック方式で入るわけでありまして、しかるところ、今のところは、カナダ一国が受諾しておらなくて実際は発効いたさない、こういうところから、事実はカナダの船団も入るし、アメリカの船団も入つて五千トン取つて、あとで日本漁もまあまあ認めるということになつたところで、現実にはことは取れない、こういうことになるんでしよう。

○政府委員(庄野五一郎君) 二月の中間会議におきます共同保存措置につきましては、東ベリング海におきまするオヒョウ捕獲の共同規制措置をきめたわけでございます。これはあくまでアプステンションの削除が発効するという前提において、中間会議におきまする共同保存措置が帰納してくるわけでございます。それで三角地帯、カナダがオヒョウを漁獲しているオヒョウの主要な漁場でございますが、そこにおきまして一九六三年におきまする漁獲量は、頭をとりまして五千、頭つきならば大体七千五百、こういうことに相なります。それでこれは御指摘のように、三月二十五日の漁期開始から五千トンの達成されるまでオリンピック方式で三国が寄り合つて取る、こういう共同方式になつてゐるわけでございますが、発効しなければ、従来

どおりアプステンションの義務は条約上あるわけでございますので、そこに行つて取れない、こういうことになるわけですね。それで中間においてアプステンションがはずれた場合に、五千トンのワケがなければ、あるいは残り少ないというところになれば、非常に不公平なオリンピック方式、こういうことになるわけでございます。この点については、われわれはまことに遺憾に存するわけでございますが、時期によりましては、今年のオヒョウは全面的に無理じゃないか、こういうふうに考へております。

○天田勝正君 それは農林当局におかれては、もうすでに出漁許可をする際に、この三角地帯に入り得るという見込みをもつて許可をされたわけではございませんか。許可をしておいて、あとで工合が悪いということから、無電かなんかで、その地帯においては漁をするな、こういうあとを追いかけた措置をとられたのではございませんか。初めからそこへは出漁しては相ならぬという条件をつけて許可されましたか、どうですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 許可は大体三月上旬にいたしたわけでございます。それは東ベリング海に出漁するのは大体三月の十日前後、漁場に到着して操業開始が三月末、こういう予定で考へておつたわけでありまして、その当時は、アメリカもカナダもまだアプステンションの削除の勧告を受諾してない状態でございます。見通しをわれわれ検討したわけでございますが、あるいは落ちない場合もあるか、こういう点についても、カナダの事情等を、いろいろ大使館を通じ折衝し、あ

るいはカナダ側が中間会議に出て参られた政府代表のコミッションナートともいろいろその点、検討したわけでございますが、場合によつては、落ちない可能性もある、こういうことでアプステンションが落ちない場合の措置と、アプステンションが落ちた場合の両面の措置を考へて出漁を許可したわけでございます。それで、先般打ちました電報は、アプステンションが、まだ漁期に入つてもカナダが受諾してないのだから、やはり従来、昨年のどおりの漁獲方針でやるように、こういうことを念のために打つたわけでございます。業界には出漁のときから、アプステンションが落ちる場合の措置、落ちない場合の措置、両面のことを考へてよく密接な連絡をとつて出漁した次第でございます。

○天田勝正君 それは農林当局としては、今、カナダが総選挙中、こういうことでそこに政治的空白というか、政治道義上、選挙中だから決断が下せない、こういうことが表面の理由だと思ひます。これは必ず抑止条件が撤廃されるという、また、その時期はいつと見込んでおりますか、あなたのほうで。これは本年の漁に間に合う時期が、時期でないのか。

○政府委員(庄野五一郎君) 今までの日・米・加の漁業条約は、今年の六月の十一日までに一応の条約期限が来るわけでございますが、これまでの勧告というもののについては、従来スムーズに受諾されておつたわけでございます。われわれといたしましては、カナダあるいはアメリカの国内事情等もございまして、当然政府の代表の入つた委員会が決定した勧告というものは受

諾されるもの、こういうふうに考へ、また、そういった考へ方でアメリカナリカナダに強く急速なるアプステンション削除の勧告の受諾を要請したわけでございます。それがカナダでは、今申しましたような、これは推測でございますが、そういったような国内事情等もあつて受諾が落ちておる、こういうことでございます。総選挙中に落ちるか、あるいは総選挙後に相なりますかということについては、まだ十分われわれとしては見通しがつかないわけでございますが、少なくとも、総選挙後になるのじゃないか、こういうふうに考へております。

○天田勝正君 そうすると、過去における米、加で取つておりました五千トンまでの漁獲はどのくらいの期間でそれを取り尽くしましたか。

○政府委員(庄野五一郎君) この東ベリング海におきまするクオーターを定めたいわゆる三角地帯というのは、一九六三年、本年からの措置でございます。従来は、アメリカとカナダは、米、加のオヒョウ委員会というところでオヒョウの共同捕獲措置を講じておつたわけでございます。そのオヒョウ委員会においては、そういうクオーター・システムはございませんでした。昨年の、米、加の三角地帯を中心とした漁獲量は大体三千四、五百トンだったと思ひます。大体出漁船が七十五隻程度、こういうふうに考へております。

○天田勝正君 そういたしますれば、まあ幾らか、樂觀ができるのであつて、そうだとすれば、かりにカナダ総選挙が終わつた後に抑止条件が撤廃されましても、なお日本の漁船はそこで

漁獲できる、こういう見通しが立ちますね。いかがですか。

○政府委員(庄野五一郎君) それはカナダがいわゆる勧告を受諾する時期にもよると思います。三月中旬に受諾する場合、四月に入って受諾する場合、四月の中旬以降に受諾する場合、いろいろの時期によって差異があるかと存じます。ことしの米、加の出漁漁船はまだつまびらかではございませんが、大体やはり八十隻程度、こういうふうに関いておられます。大体一日の漁獲量が一隻当たり五トン程度、こういうふうに関いておられるわけでございますので、その勧告の受諾の時期によつては、五千トンまで達しなければ、取り得るという可能性もございしますが、そういう場合に、また、すぐそういうふうに関りかえるというところについては、随時クオーターについては日報を取り、そして五千トンになる直前に警戒警報を出して、五千トンのところでストップする、こういった非常に技術的に問題があるわけでございます。時期によつては非常にむずかしくなるのではないかと思います。

○天田勝正君 条約ですから、一国でも批准しなければ、それは発効しない。これはわかります。そこで、発効しない限りは、従来の条約でやるのだから、日本に出漁の権利はない。自然そうなりますけれども、批准した瞬間から、それは、一九六三年度における漁獲を決定した条件で漁獲ができる。こういうふうになるのです。ですから、今のところ、その五千トンというそのクオーターのあれは架空の計算をしておくというだけで、そこで二千トン。批准した後に残っているから、そ

れは二千トンが日本でそっくり取れるというわけにはいかないけれども、オリンピック方式だから、そのうち三分の一なり、半分よりは条件は悪いけれども、そういうことに私はなるのだから、思う。そこで、大体、平年度とすれば、五千トンというのは、結局米、加、両国でも、日本がそのうち半分は取るだろう、船団や技術の関係からそう見ているのだからと思う。どうですか、水産庁でもそう見ておられますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 五千トンの中でどの程度これが、もしかりに三國のアブステンション削除の勧告が受諾されて、三月二十五日に一斉に、米、加が出漁した、こういう想定でございますが、大体カナダ、アメリカの漁船が八十隻、それから日本がクオーターの地域の三角地帯に入りますはえなわ漁船が大体ことしの例で八十隻程度、同じ漁獲努力でございしますが、ただ、日本の漁船の技術というものが、たゞ、日本の漁船の技術というものが非常に進んでいるわけでございます、こういふふうに関われれば推定しておいたわけでございますが、先ほどのようにアブステンションの勧告が落ちないというふうになりますと、あるいはアブフェアな競争になると、あることは、われわれとしてはこういふ問題があるから、この日、米、加の三國条約のアブステンションの原則というものを、もっと合理的なものに直すべきじゃないかという主張をかねがねしておいたわけでございますが、今後もし一そうそういう面における条約の改訂の問題として対処していきたい、こういうふうに関えております。

○天田勝正君 ことしは私が言うまでもなく、まことに条約の年というか、水産関係ではそういうことになっておりました。これは北洋漁業ことにオヒョウの問題につきましては、まだ批准はされなければ、一歩前進であることは、これは間違いない。ですから、日本の漁民としましては、当然昨年十一月に了解点に達したことでありますから、今年はオリンピック方式で漁獲はできると、こういうふうに関いておったと思うのです。期待しておいた。しかし、あなたのほうは許可を与えるに、手続に何らそごはなかつた、こういうことでございまして、うけけれども、しかし彼らとしては意外の感を受けたらしいのです。妥結点に達したのが昨年の十一月だから、まさかそれでことしの漁に差しかえするようなどことはなからう、こう考えておつたところが、一面からすれば晴天のへきれきのような場合で漁ができないう、こういうことになってきた。そういうこととありますと、結局不安になると思ひます。でありますから、私はこの点については、水産庁が所管しているからなんというところでなしに、農林省全体として外務省とも緊密な連絡をとつて、総選挙中だからなんというようなことでこれを停止することなしに、私も批准していただけるように猛運動をひとつ展開してもらいたいと希望しておきます、よろしいですね。

それ、漁港整備計画ですが、これはここに提出されました資料ですが、これは災害復旧事業、災害関連事業、こういう項目がございしますが、この災害復旧の關係は、過去に特別立法もやつたことがございまして、そこで、この中で

国費の支出はどういう、割合では、これはいいと思うのです、普通の割合と補助の割合が違ふから、割合では言えぬと思いますが、額ではおわかりになりますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十八年度の予算におきましては、漁港の關係の予算は、漁港施設費、これは改修事業費、それから漁港の修築事業費、それから局部改良事業費、そういったものを含めました漁港の施設費と、それから漁港区域におきます海岸事業の事業費といふものと、それから伊勢湾高潮対策事業の關係の港灣の事業費と、それから災害復旧事業の事業費と、それから災害復旧事業費と、うけうに大体分かれております。災害関連事業費は、三十八年度は三億三千八百八十三万六千四百、それから災害復旧費は、これは三十五年災、三十六年災、三十七年災、こういうことになりまして、大体三十五年災は三十八年度において完了という目標で組んでございまして、約十八億に相なっております。それで漁港の施設費は、三十八年度でさつき申しましたのを含めまして、全部で六十八億三千四百万円、こういうことに相なるわけでございますので、災害関連と災害復旧費といふものを含めまして約二十三億に相なると思ひますが、二十三億と六十八億の比率でございしますが、大体災害關係が四割程度、こういうことに相なります。

国費と書いてないからであります、上欄の国費の二百六十六億、それから局部改良事業の二十四億三千四百万円、これ合おせると二百九十億七千七百十九万円、これは国の支出でしよう、そのまますばり。以下の私が言つたのは、災害復旧事業、災害関連事業、災害助成事業、こういうのがあるが、これをパーセントで、何割といふことを言うのは、過去に特別立法をした経緯もあって困難でありましよう。だから額ではどういふ支出になつておりますかと、こう聞いたのです。

○政府委員(庄野五一郎君) これは修築事業のところだけ国費と書いてございまして、全部国費部分だけを記載してございまして。

○天田勝正君 それならば、この災害復旧事業、災害関連事業、災害助成事業、この三つの総事業費はどうなつておりますか。それぞれでなくとも、もし合計でわかれればそれでもよろしいでございます。

○説明員(瀬尾五一君) 局部改良事業、災害復旧事業、災害関連事業、災害助成事業といふことでそこに掲げてございまして、先ほどお話しにありましたように国費だけでございまして、それで、これに對する事業費がどうなつてくるかといふことでございまして、局部改良事業は離島のけましが、大部分が三分の一の補助でございまして、大体局部改良事業が約六十億という事業費に相なります。それから災害復旧事業費につきましては、先ほどお話しがございまして、はつきりいたしません、この二割近くの増になつてと思ひます。それから災害関連事業

は、補助率が五割でございまして、激甚の場合には三分の二という部分が少しありますので、これは約十億足らずということになります。それから災害助成事業は、これは三十六年度の第二室戸台風の関係でございまして、これはおおむね補助率が三分の二というところに相なっておりますので、事業費は六億余りということになります。

○天田勝正君 トータル幾らになりますか。

○説明員(瀬尾五一君) 今申し上げました事柄につきまして、ここに資料を持っておりませんので、合計をした数字がはつきりないわけでございまして、今申し上げました数字を集計いたしますと、大体におきまして九十八億程度ということになります。

今ちょっと御訂正申し上げます。この災害復旧事業が十八億と申し上げましたのは、これは百八十五億の誤りでございまして、それで総計が約二百九十億ということになります。

○天田勝正君 こちらのほうのページのところで質問いたします。これで国の負担率、補助率が明瞭に出ております。適用条項等も出ておりますが、そこで今回の新しい計画はもろろん、国の直轄事業を中心として、特に八港、これに多くの金をつぎ込むのだからと思うのですが、したがってこの整備計画に三百八十とか何か、その漁港にならなければ、この補助率がここに書いてあるけれども、それはいかように申請しようとも受け付けないのだ、こういうことですか。この補助率というのはどの漁港においても適用するものが原則であるけれども、それは原則であって、ここに新しい計画ができて、

港の数はこれこれの数であるというふうなきまつてしまつて、その漁港も当然にきまつて、こういうことになれば、今度の整備計画に入らない限りは、補助率がきまつておつてもそれはやらない、こういうことになるのでしょうか。

○政府委員(庄野五一郎君) 整備計画で御承認を求めているのは、三十八年度から向こう八年度に三百八十港の港名と、それから主要港地というものを記載いたしまして御承認を求めているわけでございまして、それで、整備計画によりまして漁港計画は港名であつて、三百八十港でございまして、整備計画に基きます修築事業は三百八十港以外ではない、こういうこととに相なるわけでございまして、それで、先ほどから申しておりますように、弾力的な運用をやるということである、改修事業というものを三十八年度から新しく設ける、こういうことであります。

○天田勝正君 そうしますと、結局今度の整備計画以外に支出するということは、災害等の場合には、別の法律に基づいて支出する以外には、三百八十港以外には国費がいかない、こういうことですね。

○政府委員(庄野五一郎君) この整備計画は、漁港を整備していくという計画でございまして、前向きのものでございまして、で、今御質問になりましたような災害復旧の関係は、全然別個でございまして、これは現在におきまする漁港施設が災害によりまして破損した場合にこれを復旧していく、こういうことでございまして、公共事業としての公共負担法によりまして災害復旧を進めるわけでございまして、それで全然別個、こういうことに相なります。

○委員(櫻井忠郎君) ここでしばらく休憩し、午後二時再開いたします。

午後二時三十分再開

○委員(櫻井忠郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、漁港法の一部を改正する法律案及び漁港整備計画の變更について承認を求めるの件を一括議題といたします。質疑のある方は、御発言願います。

○安田敏雄君 ただいま審議になつておりますこの二法案の具体的実施計画として第三次計画をお立てになつて、それを三十八年度から八年度にわたつて実施する。しかもその対象になる漁港は三百八十港であると、こういうふうに承つておられるわけでございまして、けれども、まあ政府でよく立てる計画というものは、漁港に限らず、すべてわれわれの経験によりまして、いろいろと、路道整備計画にしても、あるいはその他の計画にいたしまして、途中で著しい變更を来たす場合があるわけですよ。その變更を来たしたために、結局計画年度内においてそのことが完成しない、また新しい計画の中で立て直して、期限を先へつけて延ばしていく。こういうようなことは、なかなかわれわれといたしましては一体計画變更をするのは、よいけれども、規定の年数から実施年数が延長になるといふと、そうするとそのときの経済情勢から従つてきつめてよろしくないのではないか。当初立てた基本計画という

ものを推し進めておいて、そしてそれにあつて増改築分を特別な措置をもつて補完していくと、こういうことのほうが計画としてはいいんではないかと、こういうふうな思ひわけです。したがつてそういう面から考えますと、この八年度計画はこの計画年度内において達成するという気組みでやつていくのかどうか、その点をまずお聞きしたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 第三次の整備計画は、御質問のように三十八年から八年度を目途としてやる整備計画に基づくコースでございまして、で、対象漁港は三百八十港に重点的にしぼつております。で、その間におきまする事業費は千億というものを大蔵とも話をつめてそのときに決定をしたわけでございまして、それでこれについては、第二次整備計画におきましては、伸び率が大体一四〇%程度年間に伸びておるわけでございまして、これでいって大体七一%程度は達成される、ほんとうはわれわれとしては一〇〇%達成を目途としたわけでございまして、その間におきまして漁業事情の推移あるいは變更等によりまして、仕事をしなくてよいような面もありまして、そういうものをわれわれ当初計画として取り上げて、それに対する達成率は七一%、こうなつておられますので、その後の情勢の變化で未着工あるいは仕事を要しないというようなものを引きますと、多少は達成率が上がってくる、こう存じます。今回の第三次整備計画は三百八十港を一千億の事業費、国費を六百七十億というものでいたしますと、大体年率が、改修計画を入れますと、一七%程度の、年間、毎年伸ばしていけ

ければよろしい、複利計算をしますと大体千億でおさまる、過去の経験から申しますと。やはり特段の毎年の予算編成には努力をいたさなくちゃならぬかと存じますが、われわれといたしましては、そういった一七%程度の伸び率でございまして、国の予算の伸びというものも非常に大きくなつていく段階でございまして、これはわれわれはぜひ達成するというところで考えております。

○安田敏雄君 そうしますと計画は一〇〇%で、最初から七〇%達成すれば実施をしていく、こういう目算でやつておられるわけですか。毎年の進捗率は一七%だ、こういうようなことでございまして、これは審議会ではそういう点について了承しているのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 千億というのは、これが全部予算化されますれば一〇〇%達成されるわけでございまして、それで今七一%と申し上げたのは、第二次の現行の計画でございまして、第三次計画は重点的にコースをしぼつて実施して、伸び率も今までの経験からして一七%程度ということになつております。われわれとしては、これは一〇〇%完成したい、こういう気持ちで来年度予算には努力するつもりでございまして。

○安田敏雄君 審議会のほうは了承しているのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) これにつきましては、漁港法によりまして農林大臣が計画を決定するにあたりまして、その諮問につきまして、諮問の結果は原案どおりという答申があつたわけでございまして。

○安田敏雄君 その審議会で、今審議非常に御熱心なようでございますが、その審議会で水産庁の立てた諮問計画案について、何かこうしたらよいとか、あるいはすべきであるとかいうような意見がございましたでしょうか。

○政府委員(庄野五一郎君) 審議会におきましては、重要な点は一港々々計画を設計予定図とともに審査をしていただいたわけでございます。計画コースがたまたま先生からも御指摘があったように、八年間にこれを全部完了をするように特段の努力をするように、こういう御意見が強かったものであります。

○安田敏雄君 ほかになかったのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 特にほかにはございませんでした。

○安田敏雄君 実は同じ政府で立てる、これは陸の問題ですけれども、道路整備十カ年計画というようなものがあり、計画には違いないけれども、計画を年次のに分けて、しかもそれに対する指定道路の名前をあげて、しかもそれは財政的にはこのくらいかかるのだということを年次のにあげて計画を立てておられる。で今度はその計画が三十七年度まで実績については一応表としていただいております。そういうものはおありになるかしりませんけれども、こちらのほうには配賦されてないのです。ですから、同じ政府で立てるものならば、そういうように片一方の道路とか、あるいは治山、治水という問題については、そういう計画を一応数字的に上げてきておるが、これには全然上げてきていないわけですね。ですから計画があっても、われ

われの立場から見れば、毎年々々政府の予算の許す範囲内において財政的措置を受けて、それで実施していくのだというふうになっておるわけですね。だからそういうような消極的なことでは、たしてその漁業の構造改善をしなればならぬとか、あるいはまた動力船が大型化になっていくさなかにおいて、全体において、近代化の中において計画を財政の裏づけまでも含めて明示したところの計画を立てないといふことは少しくおかしいのではないかと、了解に苦しむというところで実はお聞きしているわけです。そういう計画はありますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁港の整備計画につきましては、御承知のように漁港法によりまして農林大臣が漁港審議会に諮問して決定いたしました。それを閣議に提出して閣議決定をして国会の承認を求めるといふことに相なっております。それでその国会に御承認を求めます計画につきましては、先ほど説明申し上げましたように県名と港名、それから各漁港ごとの基本的な工事、そういったものを一覧表にして御承認を求めるといふことに相なっております。この承認事項としては、何年間にこれをやるか、あるいはどれだけの予算をこれに確保するかという点の御承認は求めないことになっております。われわれといたしましては、そういう点もございまして、財政当局ともよく予算を組みます場合に折衝いたしまして、八年間三百八十港、そして整備計画に基づく修築工事については先般申し上げましたように、事業費で千億というものを定めたわけでございます。これは先ほどから申し上げ

すように、われわれとしては各年ごとにこれを予算に計上して千億の達成を期する、こういうことに相なっております。これにつきましては、われわれとしても年次のには、これを一応事務的に持っております。また、これは大蔵と十分打ち合わせたものではございせんが、大体一七〇程度伸びるということになりますれば、平均いたしまして百二十五億程度の予算を、国費分では百二十五億程度組めばよいことに相なるかと思っておりますが、やはり計画を概定いたして、定めました当初におきましてはよく調査し、準備しながら進めていくということでは三十八年度は整備計画六十五億、こういうことになっております。これは年次のには大体三十九年、四十年、逐次これを伸ばして四十二年、三年ごろには百四十四、五億というものをピークにして、そうしてこれを完了していきたい、こういうような年次計画は持っておりますわけでありませう。大体われわれとしては、そういう計画で大蔵と各年の予算折衝をいたします場合に確保して参りたいというふうに考えております。

○安田敏雄君 そうしますと、この漁港整備計画の変更について承認を求めるとの件は関係資料、その資料の三ページですか、ここに三ページの中段の項、変更整備計画に採択するものとして、これは大体八千万円以上で八年計画というので出ております。これを一つ例に取ってみますと、その計が完成、工事中、未着工と分けて合計が二百六十四になっているわけですが、この一つの欄を取り上げてみて、これの八千万円以上だということになります。すると、これのみの本年度の予算措置は

今度は六〇%にしてどのくらいに、六〇%になるのですか補助率は特定の予算、この欄だけでも大体本年度の予算ではどのくらいになるのですか、八年計画としてはどのくらい、本年度はどのくらいあるのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘の二百六十四港というものは、第二次整備計画へ入っておりますので、なお工事が完了いたしましたけれども、その後の情勢によつてこれをさらに拡充する必要がある、それから継続して工事がまだ工事中のものといったものについては、これをさらに第三次整備計画に取り入れて百七十二港というものは工事を実行する、それから第二次整備計画で未着工でまだ工事に着手に至らなかったものを、第三次計画では八港取り上げて今後整備していく、こういう予算でございませう。これを制定いたしまして大体第二次整備計画から第三次整備計画に引き続いて移りまして工事をいたすものが二百六十四、それから新しく今まで整備計画が全然なかったもので新規に第三次の整備計画に入れた修築工事として事業を進めますものが百十六港、こういうことに相なっております。それで三百八十港に相なるわけでございます。その三百八十港につきまして三十八年度は四十六億八千九百万円、こういう国費をもつて新たに三十八年度からさらに第三次整備計画によつて工事を進める、こういうことに相なるわけでございます。

○安田敏雄君 私の受ける感じでは、整備計画とそれから予算措置というものが何かばらばらのような感じがあつて、勝手に、勝手にというところか、この点、それはもう必ず必要なものだ。水産業上、国民食糧生活上必要だといふながら、今度は財政のほうは非常に全然極限がなくて、国の財政の許す範囲内において行なうのだということになると、計画というものが度外視されて、何か予算措置のほうは後退しているのではないかと、こういう感じを受けるを得ないわけですか。ですから、その点でもう少し一体となった計画実施というふうな面でこれが推進されなければいけない、こういうふうに考えられる点があるわけですが、そこで今までも御質問を勉強がてら申し上げているわけでございますけれども、どうですか、そういうことについて。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁港法の第十七条の四項には、先生が御指摘のように、整備計画を国会において御承認いただいたて固まりました場合には、一内閣は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第一項の漁港の整備計画を実施するために、必要な経費を予算に計上しなければならぬ。」「このいうふうになっております。で、「国の財政の許す範囲内」、これは必ず例文的につく文章でございまして、御指摘のような点もあるかと存じますけれども、われわれといたしましては、先ほど申しましたような年次計画等を十分吟味し、計画的にこの漁港の整備が遂行され、そして八年の終わりに完成されるように最大の努力をしていきたいと、こういうふうに考えております。

○安田敏雄君 この点はこれくらいにいたしまして、あと整備計画の「計画方針」の中で、「指定漁港のうち漁港施設の不足度の高いもの、経済効果の

かし、それはもう必ず必要なものだ。水産業上、国民食糧生活上必要だといふながら、今度は財政のほうは非常に全然極限がなくて、国の財政の許す範囲内において行なうのだということになると、計画というものが度外視されて、何か予算措置のほうは後退しているのではないかと、こういう感じを受けるを得ないわけですか。ですから、その点でもう少し一体となった計画実施というふうな面でこれが推進されなければいけない、こういうふうに考えられる点があるわけですが、そこで今までも御質問を勉強がてら申し上げているわけでございますけれども、どうですか、そういうことについて。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁港法の第十七条の四項には、先生が御指摘のように、整備計画を国会において御承認いただいたて固まりました場合には、一内閣は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第一項の漁港の整備計画を実施するために、必要な経費を予算に計上しなければならぬ。」「このいうふうになっております。で、「国の財政の許す範囲内」、これは必ず例文的につく文章でございまして、御指摘のような点もあるかと存じますけれども、われわれといたしましては、先ほど申しましたような年次計画等を十分吟味し、計画的にこの漁港の整備が遂行され、そして八年の終わりに完成されるように最大の努力をしていきたいと、こういうふうに考えております。

○安田敏雄君 この点はこれくらいにいたしまして、あと整備計画の「計画方針」の中で、「指定漁港のうち漁港施設の不足度の高いもの、経済効果の

多いもので緊急整備の必要あるもの」というわけで、三百八十港があがっているわけですね。そういうことになるわけですね。これを二つに分けると、大体数字的にはどんなふうな比率になるでしょうか。

○政府委員(庄野五一郎君) 不足度とか、あるいは経済効果の高いもの、そういったものは、選定の一つの要素でございまして、これでどれを選定し、この基準でどれを選定する、こういうことには相なっておりません。それで一つの、たとえばAの漁港を例にとってみますれば、そういった今後の水産の情勢に應じまして、必要とする係留施設なり、あるいは外部施設の防波堤なり、そういったものの不足度というものを考え、さらにそれにつきまして、それを投下した場合に、そこに漁船が集まり、そして水揚げがどういふふうになる、あるいはそれから、県外あるいは外国に輸出される、そういった経済効果はどうであるかと、そういったファクターからはいいたものを算定いたします。そういった総合的な観点から総合点数の一番高いものをもっていく、こういうふうに通定したわけでございます。

○安田敏雄君 結局それは、経済効果をねらって漁港を整備されるというところが私は第一だろうと思うのです。しかも、その経済効果の面におきまして、これはやはりその漁民を中心としての経済効果を考えるわけですね。いわば、地域経済の確立といえますか、そういうものもあるでしょうし、またさらに、その漁港を強化することによって、そのところに事業が興って、そして利潤を中心とするような考

え方もあるでしょうし、そういういろいろな問題が考えられるわけですね。それらは、いずれにいたしましても、経済効果を上げることを目的として、そのようなことが行なわれるわけですね。いいますけれども、問題は、今度の整備計画を見ますと、みな、外部施設、係留施設、水域施設というように工合に、すべてこれは基本施設に集中しているわけですね。そこで、確かに基本施設を強化拡充する、ということ、これは第一要件には違いないけれども、私どもとしては、水産業における生産と、それから消費地における流通、消費、こういったものを接合する場所のよう

に考えられるのですね。特に最近動力船化してきて、その動力船も大型化してきますと、水揚げが勢い集中されてくるということになると、その面における消費の拡大強化をはからなければならぬということになります。その漁港の施設拡充というものは、単にその基本施設にのみ集中すべきではない。これはむしろこの漁港を利用して消費を拡大したり、そのためにいろいろな管理をしたりするような関連施設としての機能施設というものが絶対に必要になってくる。ところが八年たつても今のところの状況では、予算の許す範囲内においてこのような計画を立てますと、結局いつまでたつても機能施設というものは置き去りになっていくのではないかと、こういう心配が出てくるわけですね。これについて、機能施設に対する考え方はどのようにお持ちでございませうか、基本施設だけでは漁港は強化されない。やはり機能施設を国の財政措置によって

行なっていくということが大切ではないかというふうに通定されるわけですね、この点についてお伺いいたします。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁港がその効用を発揮いたしますためには、御指摘のように基本施設を整備され、合わせて機能施設を整備される、両方相待つてその漁港が漁港としての効用の發揮が行なわれる、こういうふうに通定されては当然考えておられるわけですね。それで、われわれは、いまましても基本施設というものに重点がある、こういう御指摘のようでございますが、その点は十分、一港ごとに調査いたしました計画を立てて、基本施設とそれに必要な機能施設というものをここに掲げた次第でございまして、ここに掲げました基本施設と機能施設が並行して工事が進みますれば、その漁港の効用は發揮される、こういうふうに通定しておるのではありません。なお御指摘のように、機能施設についての補助の範囲といったようなものは、今後、午前中お答え申し上げましたように、十分検討して広げていく必要があるものは広げていきたい、こういうふうに通定しております。

○安田敏雄君 実は、私も建設にいましたときに、昨年は農林関係として東北のほうを視察してきたのであります。その漁港へ行ってみますと、確かに基本施設が国の資本投下で強化されつつあります。しかし、そこへ集まる動力船は、大体大型を中心にしまして、これは水産資本の持っている船がみんな係留されてくるわけですね。寄港してくるわけですね。しかもその港において、各地みんなそうでございまして、これ

ども、それをみんな日本水産とかいうような、たとえば一つの固有の名称で、そういう会社がその漁港の付近に土地を買って建物を建てて、そして工場その他を建てまして、そしてそこで加工をやっているわけですね。これは国が基本施設だけは投下してやめて、残りの機能施設は全部その土地の人たちが、あるいは漁民の構成している漁連とか地方公共団体が傍観しておいて、そしてほとんど水産資本が入って、その水産物の加工、貯蔵、そういうものを全部やっておられるわけですね。これは何かしら水産資本のための基本施設を強化していくのだ、国の費用で、ということにならざるを得ないのです。こういう状態がずっと推移していくならば、漁民生活というものは単に、漁民はそういう資本のもとにおけるところの労働者になってしまふ、こういうことが出てくるわけですね。ですからそういう点について私は考えることは、何かそこにやはり機能施設というものを国でもっと拡充強化して、そして特に第一種、第二種というふうな漁港を中心にしては、これはきわめて小型動力船を使用している地域です。したがって、そういう地域につきましては、やっぱり中心となるところの漁港を指定して、そしてそこでもっと国が基本施設のみでなく、あわせて機能施設をも地方公共団体とともに資本投下して、その中で加工とか、あるいは貯蔵のできるという方向を考えていくべきではないかと、それが私は漁民にとつての構造改善事業だろうと思うんです。今のところでは、どうもそういう感じを受けないんですが、局長もひとつそういう、私は二回見

ておるんですから、見た所は宮古であり、女川であります。そういうところをみんな見てもらなさい。これは水産資本が全部加工場を作っておられるわけですね。土地の人なんか加工場なんか作れないわけですね。

○政府委員(庄野五一郎君) ただいま機能施設の補助の対象といたしておられますものは、輸送施設または漁港施設用地にかかると、それから漁港用の通信施設にかかると、こういったものを機能施設補助の対象にいたしております。なお、漁港の機能施設につきましては、御指摘のような水産の加工なり、あるいは冷蔵などの施設等もございまして、そういう点につきましては、地元の漁業協同組合といったものが中心になってやります場合には、公庫施設等をもちまして共同施設、あるいは主務大臣施設で公庫融資の対象にいたしてこれを促進いたしております。また三十七年から事業化いたしております沿岸構造改善事業の中におきまして、流通施設としてそういう点についての補助を地元に行なう、こういうふうに通定いたしました。それで、構造改善対策の対象の事業、あるいは漁港法で考える機能施設の範囲ということが問題にならうかと存じますが、港湾の漁港法で補助いたします分は、さつき申しました通信施設や公共施設性の高いものを補助対象にいたしております。今後の問題としては、公共性の強いものから漁港法の機能施設の中で補助の対象にするかどうかという点を、沿岸構造の改善対策事業ともからみ合わせて、あるいは公庫融資ともからみ合わせて検討しなからぬ、こういうふうに通定

えております。

○安田敏雄君 機能施設に補助あるいは農林漁業金融公庫の融資をしておるというのですが、これを地方公共団体であるとか、あるいは漁業協同組合等に対して、過去どのくらい出しておるんですか、機能施設に対して、融資をしておる累計でいいですよ。

○政府委員(庄野五一郎君) ただいまそういう観点から集計いたしましたものは持っておりませんが、なお機能施設として従来は三十六年度から事業化しておりますが、産地の冷蔵庫の補助といたしたものも二カ所ないし三カ所毎年やっております。それからノリ等の関係で、必要な漁港についてはノリの保存倉庫をやる、こういったようなこともあわせてやっております。ちよつとこの点、累計いたしておりますので、調べるすぐ申し上げかねますけれども、調べてまた御答弁できればいいと思います。

○安田敏雄君 同じ補助でも、そういう漁民を中心とした地方公共団体に出す補助なり融資、あるいはまた水産資本が加工処理あるいは貯蔵をするときに出す補助、これは同じ国の補助でも金額はどうあつても性格が違ふんですよ。受けるほうの側からいけば性格が。だから補助を出したといっても、事業をするような人に大きな補助を出して、片方のほうは全然補助を少なくして、そういう補助を出したという通り一ぺんだけのことでは、私は漁民の生活向上というところは望めないだろうと思つてます。だから、構造改善という究極の目的というのは、これは農業でも、林業でも、水産業でも同じように問題は、その住民の所得が向上していくということ、そしてその中で経済圏が確立していくということ、これが一番最大眼目でなければならぬ。これを全然無視したところの構造改善というものはあり得ないだろうと思つてます。そういう意味で、この機能施設をもつと強化拡充すべきである、こういうふうに思います。その点について。

○政府委員(庄野五一郎君) ただいま申し上げました補助なり融資、これは漁業者または漁業者の団体を対象にするわけでございます。なお、構造改善対策事業等については、それを事業主体とします町村等がやります場合は、町村に補助するということに相なっております。いわゆる水産資本をもつてやっております会社といったようなものには補助といったものはないように存じております。

○安田敏雄君 この表を見ますと、第一種漁港は二千八百三十三、これに対して今度八年計画に乗るものはそのうち八十四、比率にして〇・〇四、それから第二種が四百三十三のうち百五十七、総数に対する比率が〇・四、それから第三種が八十六港のうち七十一、約九〇％近い。それから特定第三種が八港のうち全部八港、一〇〇％、第四種は七十一港のうち六十港、九〇％強です。これを見ますと、もう第一種というのには非常に整備計画の中では置き忘られてゐるような感じが受けます。しかも、第二種も〇・四、これも低いわけですよ。こういう低いのを見て、反面基本対策の答申というものは、第一種、第二種については沿岸漁業の構造改善と密接な関係を持たしめて、そうしてこれを推進していくんだ

というところでそれはどうだといふと、小型動力船を主体とする地域には中核的な漁港を中心とする経済圏の建設をしなければいかぬ、こういうふうに出ておるんですね。で、その具体的な施策としては、基本施策と機能施設というものを合わせて優先的にしていかなければいかぬと、こういうふうに答申の趣が出ておるようです。そういう答申をくんでいきますと、この八年計画の中では、これは新しくほかに採用しないわけですから、この計画を推進していくということになります。二千四百幾つかありまして、八年間で八十四港しか対象にならぬ、第一種は、ですから、こういう第一種のようないくつかの漁港は少くも構造改善の対象に何にもならぬという結論が出てくるわけですね。数字的から見ても八年間で八十四港ですから、二千幾つかあるうちで、これらは徹底的に手を加えたならば、どれもこれもみなしていかなければならぬという港ばかりですよ。それは無動力船のうちにはよかつたのですよ。しかし、最近では動力船にかなければならぬということになる、しかも経済地域圏を確立すべきであるという、こういう重大使命をになつていくとするならば、構造改善の一環としてこれは優先的に取り上げていかなければならぬ。もしもこれでもなかつたら、これらの漁港を、付近に点在してあるものがあつたら一つにまとめて、そうしてこれを抜本的に改革をしていく、同時にこれに關係するところの漁民の協同組織もそれに見合つて拡充強化して再組織していく、こういうような方策はとられなければならぬ。数字

的に見ると、これでは全然非常に恩恵が低い、こういうことを言わざるを得ないわけですから、これについて考え方をひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(庄野五一郎君) 第三次の整備計画につきましては、御指摘のよう沿岸振興に役立つような漁港、こういったものは大体第一種あるいは第二種、こういったところでございます。

○安田敏雄君 中核になる地域を選ば場合に、その付近の漁港の關係者のやはり協力態勢というものは得られるわけですか。単にいろいろの陳情とか、請願とか、あるいは政治的な行為によつて、そういうところはひとつ八千万円の対象になつていくということでは、中核的な真の意味をなさないわけですよ。中核にして、それを中心として経済圏を確立していくということになれば、その対象にならない、まあ二千幾つものうちで八十四港ですから、たいぶ残つておるわけですね。そうしますと、それは中核になる地域に付近の群小の小さい漁港がやっぱり賛意を与えて、そうしてそれに協力態勢が出ていかなければならぬと思つてますよ。ただそれだけ一つ単独に引き出して、これが中心だからこれだけ強化するんだというところでは、これは真の計画にはならぬと思つてます。そういう点の地方における協議は公共団体を中心にして整つてゐるわけですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 沿岸振興の中核的な漁港として整備計画に取り上げていきます場合には、やはり沿岸漁業の構造改善事業というものと、これが密接に計画が一致していかなくちやならない、こうわれわれは考へて、その点につきましては、よく

ております。で、最終計画は整備計画に基づいて修築事業と同じ補助率を使ひますので、その点については心配はないかと思ひます。やはり漁港の規模によりまして重点的にやらなければならぬという点もございまして、八千万円以上でやはり地方的に必要なものは、改修計画で取り上げて整備していく、こういうことでございます。

一三

果とも連絡をいたしております。なお県におきましては、そういった沿岸漁業の構造改善の促進対策をいたします場合、県知事が地域協議会というものを設けて、その構成員には市町村長またはその職員、あるいは漁業共同組合あるいは漁業協同組合連合会等の職員、それから漁村の青年婦人組織の代表者、海区の漁業調整委員会の委員、それから農村漁業金融公庫、中金の金融機関の支所等の役員、その他学識ある経験者、そういったメンバーをもちまして地域協議会というものを作って、そこで十分沿岸構造改善対策事業の計画を樹立いたす段階において意見を聞き、また諮問していく、その段階で中核的な漁港というものが十分議論されて取り上げられてくる、こういうことになりまして、御指摘のような心配はないかと存しております。

○安田敏雄君 たとえば中核的な漁港を強化拡充するために、そのような各界からの意見を反映した協議会ができておいても、問題は一つの答申が出て、それに行政区域を異にするところの地方公共団体が財政的な負担までするところまでも協議が整っているかどうかという問題が出てくる。これをしなかつたならば何もしないですよ。国が四〇%なり五〇%の補助を出しても、その際地方負担が六〇%なり、五〇%かかるわけです。その際県も、同時に市町村も負担するということになれば、どちらか漁港はそのうちの一つの強化されないわけでございますから、その隣接の市町村におきましても、やはりたとえ自分の行政区域を異にいたしましても、それに対して財政的な投資をしていく、こういう点まで

も協議が整っているかどうかという点です。そういう点はどうかですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 中核的漁港の選定に当たりましては、ただいま申し上げましたような地域協議会で、十分知事が意見を聞いて定めていくわけでございます。なお、そういう場合におきましては、中核漁港としては自然的条件あるいは経済的、そういった面から十分中核漁港としての機能を果たし得るものでなければならぬわけでございます。そういう面もよく吟味されて、県を通じて、こういう中核漁港について意見を聞いていくわけでございます。ただいまのところでは、そういう点について地元負担というものは、県、町においてもできる、こういうようなことで中核漁港を選定したわけでございます。

○安田敏雄君 それは財政的負担がでるということ、指定になった地域における地方公共団体は、これはもう明らかに了承します。しかし、指定にならない隣接の地域がそこまで、自分の行政区域でない漁港までも財政負担することができるかという問題。でないと、これはやはり、地域経済圏を作るといふ名目はあつても、一つの指定された漁港だけはそれでよいけれども、そのほかの人たちはこの対象外になつていくわけでしょう。港は、対象外になつていくわけですよ。で、やがてこれは漁港の運命をたどらなければならぬんです。地方財政だけでは港の強化はできませんから。ですから、やがて廃港になつてくる。しかも動力船化すれば、さらによい港へみんな寄港するわけですから、保留するわけですから。それで水揚げの水産物もそこ

へ集中がされるわけですから、勢いそれは廃港になつてくる。しかし、それはそれなりに、漁民なり漁業労働者が、たとえ行政区域が別であつても、そつちへ協力することによつて、自分たちの生活というものは他の地域にあつても、賃金がふえてそして生活は向上していくんだという、こういう見通しがないければ、協力度合いはなかなかな。またそれをしつていかなければ、これは経済圏の確立という問題には通じないわけなんです。そういう点を私が、協議が整つておるかどうかというのを聞いていくわけですよ。

○政府委員(庄野五一郎君) 中核的漁港というのは、もちろんその周辺の沿岸構造の振興改善をやりまします事業地域の漁民の中核になる漁港でございます。御指摘のように、その周辺漁港の中核になるわけでございますが、経済的にももちろん均霑するわけでございます。そういう点におきまして、県においても中核漁港は県営で大体やります。こういうような方針になつております。今後の問題として、ただいまのようなことは、県において十分そういう点は責任をもつてやれば何事も起こらないと、こういうふうにはアライングの際は、県から答申が出ております。

○安田敏雄君 それは形式的なあり方としてはその説明で了承いたしますが、しかし、第二種漁港ならこれは県が全部、補助以外の経費については負担してもいいですよ。国の補助以外については、ところが第一種漁港については、これはなかなか市町村単位で、これは考えられないです。これはもつと進んでおる陸のいろいろの補助金政

策にいたしましても、国が補助をつけたものでそれを県がつかない場合がある。そして地元へ行きますと、地元の公共団体も財政がとて思ふようにならぬから、結局その住民負担ということになつてくる。で、住民負担が組織のあるところは組織負担になつてくるし、そうでない個人々々の負担になつてくるんですよ。特に今日までの漁業の実態というものは、むしろ産業のうちでは農業よりもおくれです。そういうような状態もあるわけですよ。ですから、結局そういう漁村の公共団体の財政というものは、そう苦しい、非常に苦しい。ですから、そういう地域において県が全面的に負担するということな答弁でしたが、はたしてそういうふうになるんですか。県が絶対しないでしょう。

○政府委員(庄野五一郎君) ただいまの御説明におきまして、説明が不十分で、県が全部負担する、こういうふうには申し上げていないわけでございます。工事をやる場合に、工事の施工者が中核的漁港は県営で行なうようにと、こういうふうになつておれば指導し、また県も、そういった沿岸振興の中核的な重要漁港は、一種においても県営でやる方針である、こういうことになつておれば、計画を進めたわけでございます。そういう段階におきまして、県が中心になつて、県の負担部分と、それから地元の負担部分というものが定まる。そして地元の負担部分については、県が中心になつていく。その経済的な連繫の度合に応じて地元に分担をさせていく。そういう場合に地域協議会等の意見も十分聞い

て、その負担の不公平がないようにする、こういうふうな意味でございます。今後問題としてそういう紛争が起らないように十分われわれとしても注意して参りたい、こう思つております。

○安田敏雄君 その地元負担の問題ですがね。地元は、公共団体が負担しない、地元の住民に負担させる場合があるのですよ。それが多いのです。で、かりにこれを漁民に負担させたりすると、その組織を通じて、組織から金を、負担金を取りますから、勢いそれは漁民にかかってくる。そうすると、水揚げしたものに對するところの値段の高騰を来たすということになるわけですから、はね返ってきますから、ですから、やはりその国の補助に對して地元負担というものは、あくまでも地方公共団体へ負担させる、ということが原則だ、これはもう貫いていくという方針を私は堅持してほしいと思つておる。と同時に、そういうような地元負担が、公共団体が負担する、ということが不可能ならば、これはもう国が国民生活の安定上、消費面から、水産物の振興という面からいって、これは国が責任を持つてやらなければならぬ。これはこの補助率の引き上げなんでも、従来はこの補助率の引き上げなんでも、それは、大幅にしていかなきゃならぬ。そのくらの考え方を持たない、これは不可能になるのじゃないか、私は、これは不可能になるのじゃないか、まゝ将来の展望ですけれども、長官からひとつ考え方を聞きしたいと思つておる。

して行なうと、こういうことによりまして、その中においてもやはり先ほど申し上げましたように、地域協議会等々で漁港の整備というものが取り上げられてくるわけでございます。この中核漁港の整備と相待って周辺漁港も改修事業あるいは局部改修事業で整備するということとは、中核漁港の機能を高めることにもなりましようし、また両々相待って沿岸漁業の振興にも相なるわけでございます。ただこれが予算措置

であるからあてにならない、こう申されますが、われわれといたしましては、構造改善対策事業として農林大臣が承認してこれを計画的に実施するという段階におきまして、また改修計画というものについても、大体五百港程度を予定いたしておるわけでございますが、そういう点につきまして、これは計画的にやはり実施して参りたい

といふことで、御指摘のような心配はないように十分注意してやりたいと思つております。

○安田敏雄君　そうしますと、第一種、第二種の漁港については、沿岸の構造改善事業を推進する中で計画的に今後実施していくと、こういうことに了解していいですか。

○政府委員(庄野五一郎君)　計画を画

方よく突き合わして、そういう面で固まったところは計画的に進める、こういうことであります。

○安田敏雄君　そういう局部改良といえますかね、そういうようなまあ八千万円以下と申しますかね、あるいは二千万円程度のものもあるわけですが、そういうものをやはり計画的に、全国的にまあある程度の年次計画を立てて

一五

それは漁港法のまあ裏づけというか、そういうものを前提としてやっていくことのほうがより適切であり計画的である、こういうふうに思うわけですよ。その点は。

○政府委員(庄野五一郎君) 整備計画の修築事業は、大体八千万円以上という考えでございます。それから、三十八年度から新しく改修事業というものを設けて漁港の整備を推進するわけでございますが、これは大体八千万円未満で二千万円以上程度を考えております。それにつきましては、やはり相当調査も要しますし、計画的に実施をわれわれは考えておるわけでございますが、局部改良事業というのは、大体二千万円未満の防犯的なあるいは補修的な問題でございます。これは非常に計画が立ちにくい場合もあるかと存じます。でそういう点につきましては、百五十億の中で随時実施するといふことのほうが、弾力運営いたします場合において、実情に合おうかと存するわけであります。改修計画は整備計画と合せてわれわれとしては計画的に実施して参る、こういうふうに考えております。

○安田敏雄君 次に御質問申し上げたいのは、答申案を見ましても第三種漁港を当面整備強化するという点で出ております。したがってその一環として、今度の特第三種漁港八港について百分の五十を百分の六十に前向き形にして一つの法案は出しておるわけでございますが、そこでお聞きしたいのは、これは大型動力船が非常にふえてきたという問題、それから同時にそれに伴って生産力が上昇する過程の中で、稼働範囲が非常に広がってきた

ということ、でそういうようなことで水揚げが集中化されてきますために、確かに従来の漁港では、これは特に今度の法案の改正の目的の対象となっている特第三種の八港は、これは国内でも重要なことはわかっておるわけでありますが、そういう意味でそれを強化しなければならぬというところはわかりませんが、その陰にはそういう地域におきまして、ほとんどまあ水産資本が著しく進出をしておるわけですね。進出をしております。そうするとそこに働くところの漁業労働者といふものは、そういう人たちの生活の環境を改善するといふ、こういう問題が考えられてくるわけですね。そういうことをするた

めには、具体的問題としては、それらに対する厚生施設をどういうようにやっていくか、ただ従前のようにいろいろそこで貯蔵、加工あるいはその他の作業をしていく、そしてそこところの港が強化されて船がたくさん集まってくる、生産力が非常に飛躍的に増大するかも知れませんが、結局その労働者の収入が低くって、そしてまた従前の漁村みたいな形で生活をしておったのでは、いつまでも近代化の方向にはならぬわけですね。経営者だけが非常にりっぱな、よい着物を着ておいて、労働者のほうはきわめて貧弱な姿をしておるということでは、これは近代化に欠けるところがあるわけですね。そういうような八港を今度特第三種のこういうところに強化策を重点的にやるわけでございますから、同時に、それについての漁業労働者に対する厚生施設の強化策を今後どのように考えていますかということでございます。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁港法に基きまする機能施設としては、漁船の厚生施設等が置かれておるわけでございますが、まだこれについての補助を出すという段階まで至っておりません。今後の問題としてこれは検討しな

くちやならぬと思ひます。現状におきましては、こういう大規模な特定第三種の漁港に漁船が入ってきますし、漁船の労働者も非常にそこに集中するわけでございます。そういうところ

の対象になる方が多いわけでございます。そういうところは、船員法の適用される船員につきましては、船員保険法の厚生施設といふものもできておりますし、また今後の問題として、年金事業等もまた進みます、そういう面から施設も促進していきたい、こういうふうな考えをしております。

○安田敏雄君 漁船に乗っている人は、それは船員法の適用を受けるでしようが、ただその水揚げされたものを、消費の拡大ははかるという面において、貯蔵とか加工とかいろいろな仕事をやるわけでありまして、これはおそれなく船員法の適用を受けるわけにはいかないでしよう、これは船に乗っている人でなく、陸におるのですから。そういうようなところにおけるやはり生活環境をよくしていくことが必要です。特に食糧である以上は、これはその人たちが、幾らオートメーション化され、近代化され、諸種の機械で製品ができるようになりまして、問題は、その人たちの健康管理ということですから、そういうような漁港をでつ

かくして生産が集中化されると同時に、そこにおける漁業労働者の厚生施設という問題は、これは将来の問題としていち早く取り上げなければ、漁港の整備と並行していかなければならぬ。おそろく日本の水産業は、その収獲高から見ても世界一だ、あちこちに相当水産加工品は出回っているわけです。そういう中で、日本の漁業労働者といふものは、外国から見ると、これは非常に優遇されていると思っておりますが、ところが、われわれの回ったところにおきましては、そう優遇されたところはない。厚生施設におきましては、公共団体で持っている厚生施設は一つもない。ですから、船に乗っている人たちがでなくして、陸勤務の人のそういう問題を今のうちから取り上げていかなければならぬと思ひます。その漁港は榮えて、収入が上

がって風紀が悪くなったのでは、これは近代化でない。金がよけい取れるというだけの話です。ですから、そういう面について、特に食糧ですから、私は健康管理の面からも、厚生施設などの生活環境の改善といふことを考へべきだ。それを機能施設として今後拡充強化の対象としなければならぬ、こういうふうに思ひます。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁船乗組員の漁業者等につきましては、先ほど来申しますように、厚生省あるいは運輸省所管でそういう船員の厚生施設あるいは宿泊所、そういうものは逐次整備されております。この点につきましては、特に厚生省、運輸省と連絡をとってよくしてやらなければならぬと思っております。なお陸上の勤務者の

問題につきましては、これは非常にむずかしい問題でございます。これは水産庁の所管をこえる場合もあるかと存じますが、公衆衛生の面から御指摘のようでございますが、そういう点につきましては、今後の漁港整備の動向と合わせまして、厚生省ともよく連絡をとって厚生施設の拡充ということにわれわれも努力したい、こういう考えをしております。

○安田敏雄君 厚生省とか、農林省とかという問題は、これは政府や上のお役人さんの考え方なものです。末端の市町村にいけば、みなこれは一緒になつてしまふ。そういう縦て割り行政の問題でなく、やはり漁港を強化して、それから水揚げを多くして国民食糧を豊富に供給しようというなら、当然水産庁が中心になつてちよつと厚生省来てもらいたい、そういう各省の共同の討議資料にして、今から、これを取り上げていかなければ、末端じゃ迷惑するわけですよ。しかも、その間にそこいろいろの資本といふものは、ほんとに利潤を追求しているわけですから、もうけなければならぬ、慈善事業じゃないのだから。ですから、かりにその従事者が生活環境が悪くて、これは不良品でも出したらいへんなことになるでしよう。そのところになつてから、厚生省が厚生施設なんという点では、これは火事が終わつてから消防隊が飛んで行くようなものだ。そういうことじゃなくて、やはり漁港の整備をするというからには、基本施設のみに集中しないで、そういう機能施設、さらにそれに加わる延長的な問題も考えていかなければならぬ。特に今日水産業は生産力を拡充強化すると

対策事業資金の中で、補助並びに融資ということで見ていくわけでございます。今御指摘になりました沿岸漁業、養殖業の促進資金というのは、構造改築対策がまだこれから計画を立て、実としていく地区のものがワクが二億、三億、四億というわけでございまして、沿岸漁業構造改善に対策地区の中におきましては、補助並びに低利融資ということになるわけでございます。なお、沿岸漁業構造改善地区以外の協業化につきましても、御指摘の点は、十分考えて参りたいと思います。

○安田敏雄君　あの最後に、お聞きたいのですけれども、この審議会の作成の中から水産庁の長官がおやめになったことは、きわめて適切なことであろうと思います。これは賢明な方々ですが、その委員をあと一人補充するわけですか。

○政府委員（庄野五一郎君）　おほめあずかつた次第でございますが、審議会の委員は、漁港法で九名というこ

になつておりました。その一名は本
片長官の職にある者、こういうこと
なっております。それを削除いたし、

すので、一人欠員になるわけでございます。で、漁港の今後の重要性等をえて、水産業全般、あるいは漁港にいての学識経験の深い人を補充してりたい、こういうように考えております。

○安田敏雄君 衆議院の附帯決議をますと、「漁港行政の重要性にかん

み、漁港審議会、構成及び運営について拡充強化を図ること。」と、こうありますが、私は衆議院の審議内容を会録では見ておりませんから、詳細はわかりませんが、やはり普通の審議会

は国会の中からも、ある数が入つておる審議会が多いようです。そういうところまで、将来拡充していくという用意的な考え方がありますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁港審議会の委員の資格でございますが、漁港法の第九条に「漁港の整備について、充分な知識と経験を有する者、漁港の修築に関する技術について、充分な知識と経験を有する者、漁港の運営について、充分な知識と経験を有する者、漁業に關し、充分な知識と経験を有する者」と、こういうふうになつておるわけでありまして、委員は九名ということに相なります。先ほど申しましたように、水産庁長官のあきましましたとは、やはり漁港並びに水産業全般についての経験者を補充していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。なお九名で非常にこれまで熱心に運営されておりますが、衆議院においては九名で、もう少し人員を拡充する必要があるのでないか。拡充する場合においても、国会議員等であつた漁港なり水産業に知識と経験のある方がおられますから、そういう方を委員として入れたらどうか、こういう御意見があつたわけでございます。われわれといたしましては、現状九名につきましては、国会議員を入れる余地もないかと思ひますし、また現段階におきます運営においてもその必要はないかと思ひます。いろいろ見解なり観点の相違もございましょうが、拡充する場合においてそういう点も含めて検討して参りたいということでございます。

○安田敏雄君 審議会は、将来長官としては拡充しなければならぬということとすね、意見としては。

○政府委員(庄野五一郎君) 衆議院の段階におきます審議過程において、そういう御指摘があつて、附帯決議に相なつたわけでございますので、付帯決議の趣旨を尊重いたしまして、そういう点の検討をこれからやりたい、こういうふうに申し上げた次第であります。

○安田敏雄君 そこで、これはいろいろ論議の中からおわかりになりますように、漁港審議会の委員というものは、これを見ますという漁業に携つてゐる人たちが多いようです。しかし、これからは総合開発の一環として経済地域圏の確立をしていくのだ、こういう大眼目があると、これはそこにおける漁港の整備拡充から始まつて、それから漁港にまつるところの加工とかという問題が非常に急速に進展してきます。そうすると、さつき私の言うように、そこに従事する労働者の生活改善の問題も出てくる。したがつて、やはり総合開発的な意味と、それから漁民の生活の安定というような問題から、そういう方面からもうやばり審議会の委員に入れて総合的の運営をいしていくことのほうが将来としてはよろしと、こういうふうに思ふわけがあります。したがつて、私も参議院のほうではこういう付帯決議はいたしません、意見として、私は衆議院の付帯決議と同じような意見を申し上げます。きょうは質問を打ち切ります。

○委員長(櫻井志郎君) 他に御発言もなければ、これにて両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないものと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時四十八分散会